

○措置法通達

新 旧 対 照 表

(注)アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>目 次</p> <p>第2章 所得税法の特例</p> <p>第1節 利子所得及び配当所得</p> <p>第3条((利子所得の分離課税等))関係</p> <p>第2節 不動産所得及び事業所得</p> <p>第10条及び第10条の2((試験研究を行った場合の所得税額の特別控除))関係</p> <p>第10条の3から第14条まで((特別税額控除及び減価償却の特例))共通関係</p> <p>第10条の5((地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除))関係</p> <p>(廃 止)</p> <p>第5節 住宅借入金等を有する場合の特別税額控除</p> <p>(廃 止)</p> <p>第3条((利子所得の分離課税等))関係</p> <p>(措置法令第1条の4第6項第1号及び第2号に定める損失を受けないと認められる場合)</p> <p>3-2 措置法令第1条の4第6項第1号及び第2号に規定する「対象者等が当該特定法人公社債に係る債務の不履行により実質的に損失を受けないと認められる場合」に該当するかどうかは、契約の内容その他の状況を踏まえて判断するのであり、例えば、以下のような場合が含まれることに留意する。</p> <p>(1) 契約において、同項第1号に規定する特定法人公社債(以下3-3までにおいて「特定法人公社債」という。)に係る債務の不履行があった場合には同号に規定する同族会社公社債(以下3-3までにおいて「同族会社公社債」という。)に係る債務が消滅する旨が定められており、同号に規定する対象者等(以下3-3までにおいて「対象者等」という。)が当該特定法人公社債に係る債務の不履行により受ける損失に相当する経済的利益が同条第5項に規定する対象者等同族会社(以下この項において「対象者等同族会社」という。)に生ずることとなるように、当該対象者等同族会社及び当該対象者等を一体としてみると損失が生じていないと認められる場合</p>	<p>目 次</p> <p>第2章 所得税法の特例</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第2節 不動産所得及び事業所得</p> <p>第10条((試験研究を行った場合の所得税額の特別控除))関係</p> <p>第10条の3から第15条まで((特別税額控除及び減価償却の特例))共通関係</p> <p>第10条の4の2((地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除))関係</p> <p>第15条((倉庫用建物等の割増償却))関係</p> <p>第5節 住宅借入金等を有する場合の特別税額控除</p> <p>第41条の3の2((特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例))関係</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

(2) 特定法人公社債に係る債務の一部についての保証等がされていないが、その保証等がされていない部分の金額が当該特定法人公社債に係る債務の金額に比して僅少であると認められる場合

(措置法令第1条の4第6項第3号に定める損失を受けないと認められる場合)

3-3 措置法令第1条の4第6項第3号に規定する「対象者等が当該特定法人公社債に係る債務の不履行により実質的に損失を受けないと認められる場合」に該当するかどうかは、契約の内容その他の状況を踏まえて判断するのであり、例えば、以下のような場合が含まれることに留意する。

(1) 3-2(1)及び(2)に掲げる場合

(2) 措置法令第1条の4第6項第1号に規定する特定法人が法人税法第2条第10号に規定する同族会社から、同族会社公社債の利子ではなく貸付金に係る利子の支払を受ける場合において、対象者等が特定法人公社債の利子の支払を受けるときであっても、契約の内容等の状況からみて当該対象者等が当該特定法人公社債に係る債務の不履行により実質的に損失を受けないと認められる場合

第10条及び第10条の2((試験研究を行った場合の所得税額の特別控除))関係

(試験研究の意義)

10・10の2-1 措置法第10条第8項第1号イ(1)に規定する試験研究とは、事物、機能、現象などについて新たな知見を得るため又は利用可能な知見の新たな応用を考案するために行う創造的で体系的な調査、収集、分析その他の活動のうち自然科学に係るものをいい、新製品の製造又は新技術の改良、考案若しくは発明に限らず、現に生産中の製品の製造又は既存の技術の改良、考案若しくは発明も含まれる。

(試験研究に含まれないもの)

10・10の2-2 措置法第10条第8項第1号イ(1)に規定する試験研究には、例えば、次に掲げる活動は含まれない。

- (1) 人文科学及び社会科学に係る活動
- (2) リバースエンジニアリング(既に実用化されている製品又は技術の構造や仕組み等に係る情報を自己の製品又は技術にそのまま活用することのみを目的として、当該情報を解析することをいう。)その他の単なる模倣を目的とする活動
- (3) 事務員による事務処理手順の変更若しくは簡素化又は部署編成の変更
- (4) 既存のマーケティング手法若しくは販売手法の導入等の販売技術若しくは販売方法の改良又は販路の開拓

(新設)

第10条((試験研究を行った場合の所得税額の特別控除))関係

(試験研究の意義)

10-1 措置法第10条第8項第1号イ(1)に規定する試験研究とは、事物、機能、現象などについて新たな知見を得るため又は利用可能な知見の新たな応用を考案するために行う創造的で体系的な調査、収集、分析その他の活動のうち自然科学に係るものをいい、新製品の製造又は新技術の改良、考案若しくは発明に限らず、現に生産中の製品の製造又は既存の技術の改良、考案若しくは発明も含まれる。

(試験研究に含まれないもの)

10-2 措置法第10条第8項第1号イ(1)に規定する試験研究には、例えば、次に掲げる活動は含まれない。

- (1) 人文科学及び社会科学に係る活動
- (2) リバースエンジニアリング(既に実用化されている製品又は技術の構造や仕組み等に係る情報を自己の製品又は技術にそのまま活用することのみを目的として、当該情報を解析することをいう。)その他の単なる模倣を目的とする活動
- (3) 事務員による事務処理手順の変更若しくは簡素化又は部署編成の変更
- (4) 既存のマーケティング手法若しくは販売手法の導入等の販売技術若しくは販売方法の改良又は販路の開拓

- (5) 性能向上を目的としないことが明らかな開発業務の一部として行うデザインの考案
- (6) (5)により考案されたデザインに基づき行う設計又は試作
- (7) 製品に特定の表示をするための許可申請のために行うデータ集積等の臨床実験
- (8) 完成品の販売のために行うマーケティング調査又は消費者アンケートの収集
- (9) 既存の財務分析又は在庫管理の方法の導入
- (10) 既存製品の品質管理、完成品の製品検査、環境管理
- (11) 生産調整のために行う機械設備の移転又は製造ラインの配置転換
- (12) 生産方法、量産方法が技術的に確立している製品を量産化するための試作
- (13) 特許の出願及び訴訟に関する事務手続
- (14) 地質、海洋又は天体等の調査又は探査に係る一般的な情報の収集
- (15) 製品マスター完成後の市場販売目的のソフトウェアに係るプログラムの機能上の障害の除去等の機能維持に係る活動
- (16) ソフトウェア開発に係るシステム運用管理、ユーザードキュメントの作成、ユーザーサポート及びソフトウェアと明確に区分されるコンテンツの制作

(新たな役務の意義)

10・10の2-3 措置法第10条第8項第1号イ(2)に規定する試験研究は新たに提供する役務に係るものに限られるのであるから、同号イ(2)の「新たな役務」に該当するかどうかは、その役務を提供する個人にとって従前に提供していない役務に該当するかどうかにより判定する。

(従前に提供している役務がある場合の新たな役務の判定)

10・10の2-4 措置法第10条第8項第1号イ(2)に規定する試験研究は新たに提供する役務に係るものに限られるのであるから、同号イ(2)の「新たな役務」に該当するかどうかは、その役務を提供する個人にとって従前に提供していない役務に該当するかどうかにより判定する。

(サービス設計工程の全てが行われるかどうかの判定)

10・10の2-5 サービス設計工程（措置法令第5条の3第5項各号に掲げるものをいう。以下この項において同じ。）の全てが行われるかどうかは、個人がサービス設計工程の全てを実行することを試験研究の計画段階において決定しているかどうかにより判定する。したがって、サービス設計工程の全てがその年に完了していない場合又はその年において試験研究が中止になった場合であっても、個人がサービス設計工程の全てを実行することを試験研究の計画段階で決定しているときには、その試験研究はサービス設計工程の全てが行われる試験研究に該当することに留意する。

- (5) 性能向上を目的としないことが明らかな開発業務の一部として行うデザインの考案
- (6) (5)により考案されたデザインに基づき行う設計又は試作
- (7) 製品に特定の表示をするための許可申請のために行うデータ集積等の臨床実験
- (8) 完成品の販売のために行うマーケティング調査又は消費者アンケートの収集
- (9) 既存の財務分析又は在庫管理の方法の導入
- (10) 既存製品の品質管理、完成品の製品検査、環境管理
- (11) 生産調整のために行う機械設備の移転又は製造ラインの配置転換
- (12) 生産方法、量産方法が技術的に確立している製品を量産化するための試作
- (13) 特許の出願及び訴訟に関する事務手続
- (14) 地質、海洋又は天体等の調査又は探査に係る一般的な情報の収集
- (15) 製品マスター完成後の市場販売目的のソフトウェアに係るプログラムの機能上の障害の除去等の機能維持に係る活動
- (16) ソフトウェア開発に係るシステム運用管理、ユーザードキュメントの作成、ユーザーサポート及びソフトウェアと明確に区分されるコンテンツの制作

(新たな役務の意義)

10-3 措置法第10条第8項第1号イ(2)に規定する試験研究は新たに提供する役務に係るものに限られるのであるから、同号イ(2)の「新たな役務」に該当するかどうかは、その役務を提供する個人にとって従前に提供していない役務に該当するかどうかにより判定する。

(従前に提供している役務がある場合の新たな役務の判定)

10-4 措置法第10条第8項第1号イ(2)に規定する試験研究は新たに提供する役務に係るものに限られるのであるから、同号イ(2)の「新たな役務」に該当するかどうかは、その役務を提供する個人にとって従前に提供していない役務に該当するかどうかにより判定する。

(サービス設計工程の全てが行われるかどうかの判定)

10-5 サービス設計工程（措置法令第5条の3第6項各号に掲げるものをいう。以下この項において同じ。）の全てが行われるかどうかは、個人がサービス設計工程の全てを実行することを試験研究の計画段階において決定しているかどうかにより判定する。したがって、サービス設計工程の全てがその年に完了していない場合又はその年において試験研究が中止になった場合であっても、個人がサービス設計工程の全てを実行することを試験研究の計画段階で決定しているときには、その試験研究はサービス設計工程の全てが行われる試験研究に該当することに留意する。

(注) サービス設計工程の全てを実行することの判定については、当該個人がその全部又は一部を委託により行うかどうかは問わないことに留意する。

(他の者に委託する試験研究が国外において行われるかどうかの判定)

10・10の2-6 措置法第10条第8項第9号に規定する国外委託試験研究に該当するかどうかの判定に当たり、他の者に委託する試験研究が国外において行われるかどうかは、当該他の者が内国法人であるか外国法人であるか等にかかわらず、当該試験研究が行われる場所が国外であるかどうかにより判定することに留意する。

この場合において、当該試験研究が行われる場所については、当該試験研究に係る個々の活動の内容及び実施態様に即して判断するのであるが、例えば、次に掲げる試験研究については、原則として、それぞれ次に定める場所で行われたものとする。

(1) 研究所、試験場、工場その他の研究開発施設を利用して行われる試験研究（(2)に掲げる試験研究に該当するものを除く。） 当該研究開発施設の所在する場所

(2) 主として研究開発施設を利用して行われるものでない試験研究で、研究員、調査員、作業員、技術者等の試験研究従事者により行われるもの 当該試験研究が行われる時において当該試験研究従事者が当該試験研究に従事する場所

(注) 1 試験研究が国内及び国外の双方で行われるものである場合には、当該試験研究に係る試験研究費の額を実施場所ごとに合理的に区分する必要がある。この場合、当該委託に係る契約内容、取引慣行その他の事情に照らし通常知り得る情報に基づき判断することに留意する。

2 注書1により試験研究に係る試験研究費の額を実施場所ごとに合理的に区分することがその性質上著しく困難であると認められる場合には、当該試験研究は、その全部を国外において行われるものとして取り扱うものとする。

(試験研究費の額に含まれる人件費の額)

10・10の2-7 措置法第10条第8項第1号に規定する試験研究費の額（以下第10条関係において「試験研究費の額」という。）に含まれる人件費の額は、専門的知識をもって試験研究の業務に専ら従事する者（措置法令第5条の3第6項第1号に規定する費用にあつては、措置法規則第5条の6第2項に規定する情報解析専門家でその専門的な知識をもって措置法令第5条の3第5項に規定する試験研究の業務に専ら従事する者）に係るものをいうのであるから、たとえ研究所等に専属する者に係るものであっても、例えば、事務職員、守衛、運転手等のように試験研究に直接従事していない者に係るものは、これに含まれないことに留意する。

(試験研究の用に供する資産の減価償却費)

(注) サービス設計工程の全てを実行することの判定については、当該個人がその全部又は一部を委託により行うかどうかは問わないことに留意する。

(新 設)

(試験研究費の額に含まれる人件費の額)

10-6 措置法第10条第8項第1号に規定する試験研究費の額（以下第10条関係において「試験研究費の額」という。）に含まれる人件費の額は、専門的知識をもって試験研究の業務に専ら従事する者（措置法令第5条の3第7項第1号に規定する費用にあつては、措置法規則第5条の6第2項に規定する情報解析専門家でその専門的な知識をもって措置法令第5条の3第6項に規定する試験研究の業務に専ら従事する者）に係るものをいうのであるから、たとえ研究所等に専属する者に係るものであっても、例えば、事務職員、守衛、運転手等のように試験研究に直接従事していない者に係るものは、これに含まれないことに留意する。

(試験研究の用に供する資産の減価償却費)

10・10の2-8 試験研究費の額には、個人が自ら行う製品の製造若しくは技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究又は対価を得て提供する新たな役務の開発を目的として措置法令第5条の3第5項各号に掲げるものの全てが行われる場合における当該各号に掲げるもの（当該役務の開発を目的として、同項第1号イの方法によって情報を収集し、又は同号イの情報を取得する場合には、その収集又は取得を含む。）の用に供する資産に係る減価償却費の額が含まれる。

（試験研究用固定資産の除却損の額）

10・10の2-9 試験研究用固定資産の除却損の額のうち、災害、研究項目の廃止等に基づき臨時的、偶発的に発生するものは試験研究費の額に含まれないのであるが、試験研究の継続過程において通常行われる取替更新に基づくものは試験研究費の額に含まれる。

（試験研究費の額の範囲が改正された場合の取扱い）

10・10の2-10 試験研究費の額の範囲が改正された場合には、措置法第10条第8項第3号に規定する「対象年前3年以内の各年分」（10・10の2-12において「比較年」という。）の試験研究費の額についてもその改正後の規定により計算するものとする。

（他の者から支払を受ける金額の範囲）

10・10の2-11 措置法第10条の規定の適用上、試験研究費の額の計算上控除される同条第8項第1号の「他のもの……から支払を受ける金額」には、次に掲げる金額を含むものとする。

- (1) 国等からその試験研究費の額に係る費用に充てるために交付を受けた補助金（法第42条第1項又は第43条第1項の規定の適用を受ける国庫補助金等を除く。）の額
- (2) 国立研究開発法人科学技術振興機構と締結した新技術開発委託契約に定めるところにより、同機構から返済義務の免除を受けた開発費の額（当該免除とともに金銭の支払をした場合には支払った金銭を控除した額）から引き渡した物件の未償却残額を控除した金額
- (3) 委託研究費の額

（注） 法第43条第1項の規定の適用を受ける国庫補助金等の額は、その交付を受けた日の属する年分においては「他の者から支払を受ける金額」には含めないものとし、同条第2項の規定により総収入金額に算入すべき金額を、当該国庫補助金等の返還を要しないことが確定した日の属する年分において「他の者から支払を受ける金額」に含める。

10-7 試験研究費の額には、個人が自ら行う製品の製造若しくは技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究又は対価を得て提供する新たな役務の開発を目的として措置法令第5条の3第6項各号に掲げるものの全てが行われる場合における当該各号に掲げるもの（当該役務の開発を目的として、同項第1号イの方法によって情報を収集し、又は同号イの情報を取得する場合には、その収集又は取得を含む。）の用に供する資産に係る減価償却費の額が含まれる。

（試験研究用固定資産の除却損の額）

10-8 試験研究用固定資産の除却損の額のうち、災害、研究項目の廃止等に基づき臨時的、偶発的に発生するものは試験研究費の額に含まれないのであるが、試験研究の継続過程において通常行われる取替更新に基づくものは試験研究費の額に含まれる。

（試験研究費の額の範囲が改正された場合の取扱い）

10-9 試験研究費の額の範囲が改正された場合には、措置法第10条第8項第3号に規定する「適用年前3年以内の各年分」（10-11において「比較年」という。）の試験研究費の額についてもその改正後の規定により計算するものとする。

（他の者から支払を受ける金額の範囲）

10-10 措置法第10条の規定の適用上、試験研究費の額の計算上控除される同条第8項第1号の「他のもの……から支払を受ける金額」には、次に掲げる金額を含むものとする。

- (1) 国等からその試験研究費の額に係る費用に充てるために交付を受けた補助金（法第42条第1項又は第43条第1項の規定の適用を受ける国庫補助金等を除く。）の額
- (2) 国立研究開発法人科学技術振興機構と締結した新技術開発委託契約に定めるところにより、同機構から返済義務の免除を受けた開発費の額（当該免除とともに金銭の支払をした場合には支払った金銭を控除した額）から引き渡した物件の未償却残額を控除した金額
- (3) 委託研究費の額

（注） 法第43条第1項の規定の適用を受ける国庫補助金等の額は、その交付を受けた日の属する年分においては「他の者から支払を受ける金額」には含めないものとし、同条第2項の規定により総収入金額に算入すべき金額を、当該国庫補助金等の返還を要しないことが確定した日の属する年分において「他の者から支払を受ける金額」に含める。

(試験研究費の額の統一計算)

10・10の2-12 措置法第10条の規定の適用上、対象年（同条第8項第3号に規定する「対象年」をいう。）及び比較年の試験研究費の額を計算する場合の共通経費の配分基準等については、継続して同一の方法によるべきものであることに留意する。

(中小事業者であるかどうかの判定の時期)

10・10の2-13 個人が措置法第10条第4項に規定する中小事業者に該当するかどうかは、その年12月31日の現況によって判定するものとする。

また、措置法規則第5条の7第1項又は第9項の規定の適用上、個人が中小事業者に該当するかどうかの判定は、措置法令第5条の4第3項第2号又は第8号に規定する契約又は協定の締結時の現況によるものとする。

(注) 措置法第10条第7項の規定の適用に当たっては、同項の規定の適用を受ける年において中小事業者に該当する必要はないが、同条第8項第7号に規定する繰越税額控除限度超過額の生じた年の12月31日において中小事業者に該当する必要があることに留意する。

(常時使用する従業員の範囲)

10・10の2-14 措置法令第5条の3第9項に規定する「常時使用する従業員の数」は、常用であると日々雇い入れるものであるとを問わず、常时就労している職員、工員等の総数によって判定することに留意する。この場合において、酒造最盛期、野菜缶詰、瓶詰製造最盛期等に数か月程度の期間にわたり労務者を使用するときは、当該使用する労務者の数を「常時使用する従業員の数」に含めるものとする。

(年の中途において他の者等に該当しなくなった場合の適用)

10・10の2-15 措置法令第5条の4第3項第3号から第5号まで又は第9号から第13号までの規定の適用上、個人と共同し若しくは個人から委託を受けて試験研究を行う者又は個人から同号に規定する知的財産権（以下10・10の2-16までにおいて「知的財産権」という。）の使用料の支払を受ける者が、年の中途において同項第3号若しくは第10号に規定する特定新事業開拓事業者（以下この項において「特定新事業開拓事業者」という。）、同項第4号若しくは第11号に規定する成果活用促進事業者（以下この項において「成果活用促進事業者」という。）、同項第5号若しくは第12号に規定する他の者（以下この項において「他の者」という。）又は同項第9号若しくは第13号に規定する特定中小企業者等（以下10・10の2-16までにおいて「特定中小企業者等」という。）のいずれにも該当しないこととなった場合には、当該個人のその該当しないこととなった日以後の期間に係る当該試験研究のために要する費用又は知的財産権の使用料の額は、措置法第10条の2第2

(試験研究費の額の統一計算)

10-11 措置法第10条の規定の適用上、適用年（同条第8項第2号に規定する「適用年」をいう。）及び比較年の試験研究費の額を計算する場合の共通経費の配分基準等については、継続して同一の方法によるべきものであることに留意する。

(中小事業者であるかどうかの判定)

10-12 個人が措置法第10条第4項に規定する中小事業者に該当するかどうかは、その年12月31日の現況によって判定するものとする。

また、措置法規則第5条の6第3項又は第11項の規定の適用上、個人が中小事業者に該当するかどうかの判定は、措置法令第5条の3第10項第2号又は第8号に規定する契約又は協定の締結時の現況によるものとする。

(常時使用する従業員の範囲)

10-13 措置法令第5条の3第9項に規定する「常時使用する従業員の数」は、常用であると日々雇い入れるものであるとを問わず、常时就労している職員、工員等の総数によって判定することに留意する。この場合において、酒造最盛期、野菜缶詰、瓶詰製造最盛期等に数か月程度の期間にわたり労務者を使用するときは、当該使用する労務者の数を「常時使用する従業員の数」に含めるものとする。

(年の中途において他の者等に該当しなくなった場合の適用)

10-14 措置法令第5条の3第10項第3号から第5号まで又は第9号から第13号までの規定の適用上、個人と共同し若しくは個人から委託を受けて試験研究を行う者又は個人から同号に規定する知的財産権（以下10-15までにおいて「知的財産権」という。）の使用料の支払を受ける者が、年の中途において同項第3号若しくは第10号に規定する特定新事業開拓事業者（以下この項において「特定新事業開拓事業者」という。）、同項第4号若しくは第11号に規定する成果活用促進事業者（以下この項において「成果活用促進事業者」という。）、同項第5号若しくは第12号に規定する他の者（以下この項において「他の者」という。）又は同項第9号若しくは第13号に規定する特定中小企業者等（以下10-15までにおいて「特定中小企業者等」という。）のいずれにも該当しないこととなった場合には、当該個人のその該当しないこととなった日以後の期間に係る当該試験研究のために要する費用又は知的財産権の使用料の額は、措置法第10条第8項第7号に規定する特別試験研

項第1号に規定する特別試験研究費の額（以下この項において「特別試験研究費の額」という。）に該当しないことに留意する。

（注）個人と共同し若しくは個人から委託を受けて試験研究を行う者又は個人から知的財産権の使用料の支払を受ける者が、当該試験研究に係る契約又は協定の締結時において特定新事業開拓事業者、成果活用促進事業者、他の者又は特定中小企業者等のいずれにも該当しない場合には、たとえその後これらにこれらの者に該当することとなったときであっても、当該個人の当該試験研究のために要する費用又は知的財産権の使用料の全額が、特別試験研究費の額に該当しないことに留意する。

（知的財産権の使用料及び新規高度研究業務従事者に対する人件費）

10・10の2-16 個人が特定中小企業者等からその有する知的財産権の設定又は許諾を受けて行う試験研究に係る試験研究費の額（措置法規則第5条の7第20項又は第21項の試験研究費の額に該当するものを除く。）のうち同条第22項の試験研究費の額に該当する知的財産権の使用料の額以外のものについては、措置法第10条の2第1項の規定の適用はないが、措置法第10条第1項又は第4項の規定の適用はあることに留意する。

個人が行う措置法令第5条の4第3項第15号の要件を満たす試験研究に係る試験研究費の額（措置法規則第5条の7第20項又は第21項の試験研究費の額に該当するものを除く。）のうち措置法規則第5条の7第23項の試験研究費の額に該当する人件費の額以外のものについても、同様とする。

（調整前事業所得税額の計算の基礎となる各種所得の金額）

10・10の2-17 措置法令第5条の3第7項に規定する「……利子所得の金額、配当所得の金額、……及び雑所得の金額」とは、いわゆる黒字の金額をいうことに留意する。

（特別の技術による生産方式その他これに準ずるものの意義）

10・10の2-18 措置法規則第5条の7第15項の「特別の技術による生産方式その他これに準ずるもの」とは、知的財産権以外で、生産その他業務に関し繰り返し使用し得るまでに形成された創作、すなわち、特別の原料、処方、機械、器具、工程によるなど独自の考案又は方法を用いた生産についての方式、これに準ずる秘けつ、秘伝その他特別に技術的価値を有する知識及び意匠等をいう。したがって、ノウハウはもちろん、機械、設備等の設計及び図面等に化体された生産方式、デザインもこれに含まれるが、技術の動向、製品の販路、特定の品目の生産高等の情報又は機械、装置、原材料等の材質等の鑑定若しくは性能の調査、検査等は、これに該当しない。

（学位の意義）

究費の額（以下この項において「特別試験研究費の額」という。）に該当しないことに留意する。

（注）個人と共同し若しくは個人から委託を受けて試験研究を行う者又は個人から知的財産権の使用料の支払を受ける者が、当該試験研究に係る契約又は協定の締結時において特定新事業開拓事業者、成果活用促進事業者、他の者又は特定中小企業者等のいずれにも該当しない場合には、たとえその後これらにこれらの者に該当することとなったときであっても、当該個人の当該試験研究のために要する費用又は知的財産権の使用料の全額が、特別試験研究費の額に該当しないことに留意する。

（知的財産権の使用料及び新規高度研究業務従事者に対する人件費）

10-15 個人が特定中小企業者等からその有する知的財産権の設定又は許諾を受けて行う試験研究に係る試験研究費の額（措置法規則第5条の6第22項又は第23項の試験研究費の額に該当するものを除く。）のうち同条第24項の試験研究費の額に該当する知的財産権の使用料の額以外のものについては、措置法第10条第7項の規定の適用はないが、同条第1項又は第4項の規定の適用はあることに留意する。

個人が行う措置法令第5条の3第10項第15号の要件を満たす試験研究に係る試験研究費の額（措置法規則第5条の6第22項又は第23項の試験研究費の額に該当するものを除く。）のうち措置法規則第5条の6第25項の試験研究費の額に該当する人件費の額以外のものについても、同様とする。

（調整前事業所得税額の計算の基礎となる各種所得の金額）

10-16 措置法令第5条の3第8項に規定する「……利子所得の金額、配当所得の金額、……及び雑所得の金額」とは、いわゆる黒字の金額をいうことに留意する。

（特別の技術による生産方式その他これに準ずるものの意義）

10-17 措置法規則第5条の6第17項の「特別の技術による生産方式その他これに準ずるもの」とは、知的財産権以外で、生産その他業務に関し繰り返し使用し得るまでに形成された創作、すなわち、特別の原料、処方、機械、器具、工程によるなど独自の考案又は方法を用いた生産についての方式、これに準ずる秘けつ、秘伝その他特別に技術的価値を有する知識及び意匠等をいう。したがって、ノウハウはもちろん、機械、設備等の設計及び図面等に化体された生産方式、デザインもこれに含まれるが、技術の動向、製品の販路、特定の品目の生産高等の情報又は機械、装置、原材料等の材質等の鑑定若しくは性能の調査、検査等は、これに該当しない。

（学位の意義）

10・10の2-19 措置法令第5条の4第3項第15号イ(1)又は(2)の学位は、その学位を授与された者が、その学位を得るための研究活動の過程で習得した専門的知識をもって同号ハの試験研究に従事する場合における当該学位をいうのであるから留意する。

(新規高度研究業務従事者であることを明らかにする書類)

10・10の2-20 措置法規則第5条の7第23項に規定する「第3号に規定する者が……新規高度研究業務従事者……であることを明らかにする書類」には、当該個人の使用者が次に掲げる区分のいずれに該当するかに応じ、例えば、次に定めるような書類が該当する。

- (1) 措置法令第5条の4第3項第15号イ(1)又は(2)の博士の学位を授与された者 当該学位に係る学位記の写し
- (2) 同号イ(3)の他の者の役員又は使用人として10年以上専ら研究業務に従事していた者
その者により作成された職務経歴書（当該他の者の名称並びに当該他の者において従事していた研究業務の内容及びその従事期間が記載されているものに限る。）

第10条の3から第14条まで((特別税額控除及び減価償却の特例)共通関係)

(特別償却等の適用を受けたものの意義)

10の3～14共-1 減価償却資産について措置法第10条の3第1項、第10条の4第1項、第10条の5第1項、第10条の5の3第1項、第10条の5の5第1項又は第11条から第14条までの規定による特別償却額又は割増償却額を必要経費に算入していない場合であっても、その年分の確定申告書にその特別償却額又は割増償却額の繰越しに関する記載、明細書の添付等があるときは、その減価償却資産についてこれらの規定の適用を受けたものに該当することに留意する。

(償却不足額の繰越しをする場合の償却限度額の計算)

10の3～14共-2 措置法第10条の3第1項、第10条の4第1項、第10条の5第1項、第10条の5の3第1項、第10条の5の5第1項又は第11条から第14条までの規定による特別償却額又は割増償却額の償却不足額の繰越しをする減価償却資産につき、そのよるべき償却の方法として旧定率法、定率法又は取替法を採用している場合の償却不足額を生じた年の翌年分の当該減価償却資産の償却限度額の計算の基礎となる普通償却額は、その償却不足額が既に償却されたものとみなして旧定率法、定率法又は取替法により計算した場合の当該翌年分の普通償却額とする。

(国庫補助金等の総収入金額不算入の適用を受ける場合の取得価額)

10の3～14共-3 措置法第10条の3第3項、第10条の4第3項、第10条の5第3項、第10

10-18 措置法令第5条の3第10項第15号イ(1)の学位は、その学位を授与された者が、その学位を得るための研究活動の過程で習得した専門的知識をもって同号ハの試験研究に従事する場合における当該学位をいうのであるから留意する。

(新規高度研究業務従事者であることを明らかにする書類)

10-19 措置法規則第5条の6第25項に規定する「第3号に規定する者が……新規高度研究業務従事者……であることを明らかにする書類」には、当該個人の使用者が次に掲げる区分のいずれに該当するかに応じ、例えば、次に定めるような書類が該当する。

- (1) 措置法令第5条の3第10項第15号イ(1)の博士の学位を授与された者 当該学位に係る学位記の写し
- (2) 同号イ(2)の他の者の役員又は使用人として10年以上専ら研究業務に従事していた者
その者により作成された職務経歴書（当該他の者の名称並びに当該他の者において従事していた研究業務の内容及びその従事期間が記載されているものに限る。）

第10条の3から第15条まで((特別税額控除及び減価償却の特例)共通関係)

(特別償却等の適用を受けたものの意義)

10の3～15共-1 減価償却資産について措置法第10条の3第1項、第10条の4第1項、第10条の4の2第1項、第10条の5の3第1項、第10条の5の5第1項又は第11条から第15条までの規定による特別償却額又は割増償却額を必要経費に算入していない場合であっても、その年分の確定申告書にその特別償却額又は割増償却額の繰越しに関する記載、明細書の添付等があるときは、その減価償却資産についてこれらの規定の適用を受けたものに該当することに留意する。

(償却不足額の繰越しをする場合の償却限度額の計算)

10の3～15共-2 措置法第10条の3第1項、第10条の4第1項、第10条の4の2第1項、第10条の5の3第1項、第10条の5の5第1項又は第11条から第15条までの規定による特別償却額又は割増償却額の償却不足額の繰越しをする減価償却資産につき、そのよるべき償却の方法として旧定率法、定率法又は取替法を採用している場合の償却不足額を生じた年の翌年分の当該減価償却資産の償却限度額の計算の基礎となる普通償却額は、その償却不足額が既に償却されたものとみなして旧定率法、定率法又は取替法により計算した場合の当該翌年分の普通償却額とする。

(国庫補助金等の総収入金額不算入の適用を受ける場合の取得価額)

10の3～15共-3 措置法第10条の3第3項、第10条の4第3項、第10条の4の2第3項、

条の5の3第3項又は第10条の5の5第3項に規定する税額控除限度額（以下この項において「税額控除限度額」という。）を計算する場合における措置法第10条の3第1項に規定する特定機械装置等、措置法第10条の4第1項に規定する特定事業用機械等、措置法第10条の5第1項に規定する特定建物等、措置法第10条の5の3第1項に規定する特定経営力向上設備等又は措置法第10条の5の5第1項に規定する生産工程効率化等設備（以下この項において「税額控除対象機械装置等」という。）の取得価額は、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める金額による。

- (1) 個人が取得又は製作若しくは建設（以下この項において「取得等」という。）をした税額控除対象機械装置等につき、当該取得等をして事業の用に供した年（以下この項において「供用年」という。）に係る年分において法第42条又は第43条の規定の適用を受ける場合 令第90条第2項各号又は第91条第2項の規定により計算した金額
- (2) 個人が取得等をした税額控除対象機械装置等につき、供用年後の年分において法第42条又は第43条の規定の適用を受けることが予定されている場合 令第126条第1項各号に掲げる金額から法第42条第1項に規定する国庫補助金等の交付予定金額（法第43条の規定の適用を受けることが予定されている場合には、国庫補助金等の交付金額で返還を要しないことが確定していないもの）を控除した金額

(注) 1 (2)の国庫補助金等の交付予定金額は、供用年の12月31日において見込まれる金額による。

2 個人が税額控除対象機械装置等の供用年において税額控除限度額の計算の基礎となる取得価額を(2)に定める金額によることなく令第126条第1項各号に掲げる金額に基づき税額控除限度額を計算して申告をしている場合において、供用年後の年分において法第42条又は第43条の規定の適用を受けるときは、供用年に遡って税額控除限度額の計算の基礎となった取得価額から(2)の国庫補助金等の交付予定金額を控除した金額に基づき税額控除限度額を修正することに留意する。

第10条の3（（中小事業者が機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除）関係

（貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与）

10の3-8 個人が、その取得等をした特定機械装置等を委託先に貸与した場合において、当該特定機械装置等が専ら当該個人のためにする製品の加工等の用に供されるものであるときは、当該特定機械装置等は当該個人の営む事業の用に供したものとして措置法第10条の3の規定を適用する。

第10条の4（（地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の

第10条の5の3第3項又は第10条の5の5第3項に規定する税額控除限度額（以下「税額控除限度額」という。）を計算する場合における措置法第10条の3第1項に規定する特定機械装置等、措置法第10条の4第1項に規定する特定事業用機械等、措置法第10条の4の2第1項に規定する特定建物等、措置法第10条の5の3第1項に規定する特定経営力向上設備等又は措置法第10条の5の5第1項に規定する生産工程効率化等設備（以下「税額控除対象機械装置等」という。）の取得価額は、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める金額による。

- (1) 個人が取得又は製作若しくは建設（以下「取得等」という。）をした税額控除対象機械装置等につき、当該取得等をして事業の用に供した年（以下「供用年」という。）に係る年分において法第42条又は第43条の規定の適用を受ける場合 令第90条第2項各号又は第91条第2項の規定により計算した金額
- (2) 個人が取得等をした税額控除対象機械装置等につき、供用年後の年分において法第42条又は第43条の規定の適用を受けることが予定されている場合 令第126条第1項各号に掲げる金額から法第42条第1項に規定する国庫補助金等の交付予定金額（法第43条の規定の適用を受けることが予定されている場合には、国庫補助金等の交付金額で返還を要しないことが確定していないもの）を控除した金額

(注) 1 (2)の国庫補助金等の交付予定金額は、供用年の12月31日において見込まれる金額による。

2 個人が税額控除対象機械装置等の供用年において税額控除限度額の計算の基礎となる取得価額を(2)に定める金額によることなく令第126条第1項各号に掲げる金額に基づき税額控除限度額を計算して申告をしている場合において、供用年後の年分において法第42条又は第43条の規定の適用を受けるときは、供用年に遡って税額控除限度額の計算の基礎となった取得価額から(2)の国庫補助金等の交付予定金額を控除した金額に基づき税額控除限度額を修正することに留意する。

第10条の3（（中小事業者が機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除）関係

（貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与）

10の3-8 個人が、その取得等をした特定機械装置等を自己の下請業者に貸与した場合において、当該特定機械装置等が専ら当該個人のためにする製品の加工等の用に供されるものであるときは、当該特定機械装置等は当該個人の営む事業の用に供したものとして措置法第10条の3の規定を適用する。

第10条の4（（地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の

特別償却又は所得税額の特別控除)関係

(承認地域経済牽引事業の用に供したものとされる資産の貸与)

10の4-4 措置法第10条の4第1項に規定する承認地域経済牽引事業者(以下第10条の4関係において「承認地域経済牽引事業者」という。)が、その取得等をした同項に規定する特定事業用機械等(以下第10条の4関係において「特定事業用機械等」という。)を委託先に貸与した場合において、当該特定事業用機械等が同項に規定する促進区域内において専ら当該承認地域経済牽引事業者の同項に規定する承認地域経済牽引事業(以下第10条の4関係において「承認地域経済牽引事業」という。)のためにする製品の加工等の用に供されるものであるときは、当該特定事業用機械等は当該承認地域経済牽引事業者の営む承認地域経済牽引事業の用に供したものととして同条の規定を適用する。

第10条の5((地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除)関係

(特別償却等の対象となる建物の附属設備)

10の5-1 措置法第10条の5第1項に規定する建物の附属設備は、当該建物とともに取得又は建設(取得(その建設の後事業の用に供されたことのないものの取得を除く。))に伴って行う改修(増築、改築、修繕又は模様替をいう。)のための工事による取得又は建設を含む。以下第10条の5関係において「取得等」という。)をする場合における建物附属設備に限られることに留意する。

(中小事業者であるかどうかの判定の時期)

10の5-2 個人が措置法令第5条の6第1項に規定する中小事業者(10の5-3において「中小事業者」という。)に該当するかどうかは、措置法第10条の5第1項に規定する建物及びその附属設備並びに構築物の取得等をした日並びに当該建物及びその附属設備並びに構築物を事業の用に供した日の現況によって判定するものとする。

(国庫補助金等の総収入金額不算入の適用を受けた場合の特定建物等の取得価額要件の判定)

10の5-3 措置法令第5条の6第1項に規定する一の建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額の合計額が4,500万円以上(中小事業者にあつては1,000万円以上)であるかどうかを判定する場合において、その一の建物及びその附属設備並びに構築物が法第42条第1項の規定の適用を受ける同項に規定する国庫補助金等に係るもの若しくは同条第2

特別償却又は所得税額の特別控除)関係

(承認地域経済牽引事業の用に供したものとされる資産の貸与)

10の4-4 措置法第10条の4第1項に規定する承認地域経済牽引事業者(以下第10条の4関係において「承認地域経済牽引事業者」という。)が、その取得等をした同項に規定する特定事業用機械等(以下第10条の4関係において「特定事業用機械等」という。)を自己の下請業者に貸与した場合において、当該特定事業用機械等が同項に規定する促進区域内において専ら当該承認地域経済牽引事業者の同項に規定する承認地域経済牽引事業(以下第10条の4関係において「承認地域経済牽引事業」という。)のためにする製品の加工等の用に供されるものであるときは、当該特定事業用機械等は当該承認地域経済牽引事業者の営む承認地域経済牽引事業の用に供したものととして同条の規定を適用する。

第10条の4の2((地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除)関係

(特別償却等の対象となる建物の附属設備)

10の4の2-1 措置法第10条の4の2第1項に規定する建物の附属設備は、当該建物とともに取得又は建設(以下第10条の4の2関係において「取得等」という。)をする場合における建物附属設備に限られることに留意する。

(中小事業者であるかどうかの判定の時期)

10の4の2-2 個人が措置法令第5条の5の3第1項に規定する中小事業者(以下第10条の4の2関係において「中小事業者」という。)に該当するかどうかは、措置法第10条の4の2第1項に規定する建物及びその附属設備並びに構築物の取得等をした日並びに当該建物及びその附属設備並びに構築物を事業の用に供した日の現況によって判定するものとする。

(国庫補助金等の総収入金額不算入の適用を受けた場合の特定建物等の取得価額要件の判定)

10の4の2-3 措置法令第5条の5の3第1項に規定する一の建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額の合計額が3,500万円以上(中小事業者にあつては1,000万円以上)であるかどうかを判定する場合において、その一の建物及びその附属設備並びに構築物が法第42条第1項の規定の適用を受ける同項に規定する国庫補助金等に係るもの若しくは

項に規定する国庫補助金等の交付に代わるべきものとして交付を受けるもの又は法第43条第1項の規定の適用を受ける同項に規定する国庫補助金等をもって取得されたものであるときは、令第90条第2項各号又は第91条第2項の規定により計算した金額に基づいてその判定を行うものとする。

(取得価額の合計額が80億円を超えるかどうか等の判定)

10の5-4 措置法第10条の5の規定の適用上、一の特定期業務施設(同条第1項に規定する特定期業務施設をいう。以下この項において同じ。)を構成する建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額の合計額が80億円を超えるかどうか又は10億円以上であるかどうかは、その特定期業務施設が記載された同項又は同条第3項に規定する認定地方活力向上地域等特定期業務施設整備計画ごとに判定することに留意する。

(2以上の年分において事業の用に供した場合の取得価額の計算)

10の5-5 措置法第10条の5第1項に規定する特定建物等(以下「特定建物等」という。10の5-6において同じ。)に係る一の特定期業務施設を構成する建物及びその附属設備並びに構築物でその取得価額の合計額が80億円を超えるものを2以上の年分において事業の用に供した場合には、その取得価額の合計額が初めて80億円を超えることとなる年分(以下この項において「超過年分」という。)における同項の規定による同項に規定する100分の15に相当する金額又は同条第3項の規定による税額控除限度額の計算の基礎となる個々の特定建物等の取得価額は、次の算式による。

$$\left[\begin{array}{l} \text{80億円} \\ - \\ \text{超過年分前の各年分} \\ \text{において事業の用に} \\ \text{供した特定建物等の} \\ \text{取得価額の合計額} \\ \text{(注)} \end{array} \right] \times \frac{\text{超過年分において事業} \\ \text{の用に供した個々の特} \\ \text{定建物等の取得価額}}{\text{超過年分において事業} \\ \text{の用に供した特定建物} \\ \text{等の取得価額の合計額}}$$

(注) 超過年分前の各年分において事業の用に供した個々の特定建物等については、その取得価額の調整は行わないことに留意する。

(特定建物等の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算)

10の5-6 措置法第10条の5第3項の規定の適用を受けた特定建物等の対価の額について、個人が当該特定建物等の取得等をして事業の用に供した年(以下この項において「供用年」という。)の翌年以後の年において値引きがあった場合には、供用年に遡って当該値引きのあった特定建物等に係る同条第3項に規定する税額控除限度額の修正を行うものとする。

同条第2項に規定する国庫補助金等の交付に代わるべきものとして交付を受けるもの又は法第43条第1項の規定の適用を受ける同項に規定する国庫補助金等をもって取得されたものであるときは、令第90条第2項各号又は第91条第2項の規定により計算した金額に基づいてその判定を行うものとする。

(取得価額の合計額が80億円を超えるかどうかの判定)

10の4の2-4 措置法第10条の4の2の規定の適用上、一の特定期業務施設(同条第1項に規定する特定期業務施設をいう。以下同じ。)を構成する建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額の合計額が80億円を超えるかどうかは、その特定期業務施設が記載された同項又は同条第3項に規定する認定地方活力向上地域等特定期業務施設整備計画ごとに判定することに留意する。

(2以上の年分において事業の用に供した場合の取得価額の計算)

10の4の2-5 措置法第10条の4の2第1項に規定する特定建物等(以下「特定建物等」という。)に係る一の特定期業務施設を構成する建物及びその附属設備並びに構築物でその取得価額の合計額が80億円を超えるものを2以上の年分において事業の用に供した場合には、その取得価額の合計額が初めて80億円を超えることとなる年分(以下「超過年分」という。)における同項の規定による同項に規定する100分の15に相当する金額又は同条第3項の規定による税額控除限度額の計算の基礎となる個々の特定建物等の取得価額は、次の算式による。

$$\left[\begin{array}{l} \text{80億円} \\ - \\ \text{超過年分前の各年分} \\ \text{において事業の用に} \\ \text{供した特定建物等の} \\ \text{取得価額の合計額} \\ \text{(注)} \end{array} \right] \times \frac{\text{超過年分において事業} \\ \text{の用に供した個々の特} \\ \text{定建物等の取得価額}}{\text{超過年分において事業} \\ \text{の用に供した特定建物} \\ \text{等の取得価額の合計額}}$$

(注) 超過年分前の各年分において事業の用に供した個々の特定建物等については、その取得価額の調整は行わないことに留意する。

(特定建物等の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算)

10の4の2-6 措置法第10条の4の2第3項の規定の適用を受けた特定建物等の対価の額について、個人が当該特定建物等の取得等をして事業の用に供した年(以下この項において「供用年」という。)の翌年以後の年において値引きがあった場合には、供用年に遡って当該値引きのあった特定建物等に係る同条第3項に規定する税額控除限度額の修正を行うものとする。

第10条の5の3（(特定中小事業者が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除)関係

（取得価額の判定単位）

10の5の3-4 措置法令第5条の6の3第2項に規定する機械及び装置又は工具、器具及び備品の1台又は1基の取得価額が160万円以上又は40万円以上であるかどうかについては、通常1単位として取引される単位ごとに判定するのであるが、個々の機械及び装置の本体と同時に設置する自動調整装置又は原動機のような附属機器で当該本体と一体になって使用するものがある場合には、これらの附属機器を含めたところによりその判定を行うことができるものとする。

（国庫補助金等をもって取得等した特定経営力向上設備等の取得価額）

10の5の3-5 措置法令第5条の6の3第2項に規定する機械及び装置、工具、器具及び備品、建物附属設備又はソフトウェアの取得価額が160万円以上、40万円以上、60万円以上又は70万円以上であるかどうかを判定する場合において、その機械及び装置、工具、器具及び備品、建物附属設備又はソフトウェアが法第42条第1項の規定の適用を受ける同項に規定する国庫補助金等に係るもの若しくは同条第2項に規定する国庫補助金等の交付に代わるべきものとして交付を受けるもの又は法第43条第1項の規定の適用を受ける同項に規定する国庫補助金等をもって取得されたものであるときは、令第90条第2項各号又は第91条第2項の規定により計算した金額に基づいてその判定を行うものとする。

（貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与）

10の5の3-8 個人が、その取得等をした特定経営力向上設備等を委託先に貸与した場合において、当該特定経営力向上設備等が専ら当該個人のためにする製品の加工等の用に供されるものであるときは、当該特定経営力向上設備等は当該個人の営む事業の用に供したものであるものとして措置法第10条の5の3の規定を適用する。

第10条の5の4（(給与等の支給額が増加した場合の所得税額の特別控除)関係

（常時使用する従業員の範囲）

10の5の4-1 措置法第10条の5の4第4項第3号の「常時使用する従業員の数」は、常用であると日々雇い入れるものであるとを問わず、事務所又は事業所に常時就労している職員、工員等の総数によって判定することに留意する。この場合において、繁忙期に数か月程度の期間その労務に従事する者を使用するときは、当該従事する者の数を「常時使用

第10条の5の3（(特定中小事業者が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除)関係

（取得価額の判定単位）

10の5の3-4 措置法令第5条の6の3第2項に規定する機械及び装置又は工具、器具及び備品の1台又は1基の取得価額が160万円以上又は30万円以上であるかどうかについては、通常1単位として取引される単位ごとに判定するのであるが、個々の機械及び装置の本体と同時に設置する自動調整装置又は原動機のような附属機器で当該本体と一体になって使用するものがある場合には、これらの附属機器を含めたところによりその判定を行うことができるものとする。

（国庫補助金等をもって取得等した特定経営力向上設備等の取得価額）

10の5の3-5 措置法令第5条の6の3第2項に規定する機械及び装置、工具、器具及び備品、建物附属設備又はソフトウェアの取得価額が160万円以上、30万円以上、60万円以上又は70万円以上であるかどうかを判定する場合において、その機械及び装置、工具、器具及び備品、建物附属設備又はソフトウェアが法第42条第1項の規定の適用を受ける同項に規定する国庫補助金等に係るもの若しくは同条第2項に規定する国庫補助金等の交付に代わるべきものとして交付を受けるもの又は法第43条第1項の規定の適用を受ける同項に規定する国庫補助金等をもって取得されたものであるときは、令第90条第2項各号又は第91条第2項の規定により計算した金額に基づいてその判定を行うものとする。

（貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与）

10の5の3-8 個人が、その取得等をした特定経営力向上設備等を自己の下請業者に貸与した場合において、当該特定経営力向上設備等が専ら当該個人のためにする製品の加工等の用に供されるものであるときは、当該特定経営力向上設備等は当該個人の営む事業の用に供したものであるものとして措置法第10条の5の3の規定を適用する。

第10条の5の4（(給与等の支給額が増加した場合の所得税額の特別控除)関係

（常時使用する従業員の範囲）

10の5の4-1 措置法第10条の5の4第1項及び第5項第9号の「常時使用する従業員の数」は、常用であると日々雇い入れるものであるとを問わず、事務所又は事業所に常時就労している職員、工員等の総数によって判定することに留意する。この場合において、繁忙期に数か月程度の期間その労務に従事する者を使用するときは、当該従事する者の数を

する従業員の数」に含めるものとする。

(中小事業者であるかどうかの判定の時期)

10の5の4-2 個人が措置法第10条の5の4第2項に規定する中小事業者に該当するかどうかは、その年12月31日の現況によって判定するものとする。

(注) 措置法第10条の5の4第3項の規定の適用に当たっては、同項の規定の適用を受ける年において中小事業者に該当する必要はないが、同条第4項第9号に規定する繰越税額控除限度超過額の生じた年の12月31日において中小事業者に該当する必要があることに留意する。

(給与等の範囲)

10の5の4-3 措置法第10条の5の4第4項第2号の給与等とは、法第28条第1項に規定する給与等（以下第10条の5の4関係において「給与等」という。）をいうのであるが、例えば、労働基準法第108条に規定する賃金台帳に記載された支給額（非課税とされる通勤手当等の額を含む。）のみを対象として措置法第10条の5の4第4項第4号及び第5号並びに第7号及び第8号の「給与等の支給額」を計算するなど、合理的な方法により継続して給与等の支給額を計算している場合には、これを認める。

(補填額の範囲)

10の5の4-4 措置法第10条の5の4第4項第4号から第8号までの規定の適用上、給与等の支給額から控除する「補填額」には、補助金等（補助金、助成金、給付金又は負担金その他これらに類する性質を有するものをいい、国又は地方公共団体から受ける雇用保険法第62条第1項第1号に掲げる事業として支給が行われる助成金その他これに類するものを除く。以下この項において同じ。）のうち次に掲げるものの交付額が該当する。

- (1) 補助金等の要綱、要領又は契約において、その補助金等の交付の趣旨又は目的がその交付を受ける個人の給与等の支給額に係る負担を軽減させることであることが明らかにされているもの
- (2) (1)に掲げるもののほか、補助金等の交付額の算定方法が給与等の支給実績又は支給単価（雇用契約において時間、日、月、年ごとにあらかじめ決められている給与等の支給額をいう。）を基礎として定められているもの

(注) 1 補助金等には、役務の提供に対する対価の性質を有するものは含まれないことに留意する。

2 例えば、看護職員処遇改善評価料の額及び介護職員処遇改善加算の額のように、イからハまでに掲げる報酬の額その他これらに類する公定価格（法令又は法令に基づく行政庁の命令、許可、認可その他の処分に基づく価格をいう。）が設定されて

「常時使用する従業員の数」に含めるものとする。

(中小事業者であるかどうかの判定の時期)

10の5の4-2 個人が措置法第10条の5の4第3項に規定する中小事業者に該当するかどうかは、その年12月31日の現況によって判定するものとする。

(注) 措置法第10条の5の4第4項の規定の適用に当たっては、同項の規定の適用を受ける年の12月31日において中小事業者に該当する必要はないが、同条第5項第11号に規定する繰越税額控除限度超過額の生じた年の12月31日において中小事業者に該当する必要があることに留意する。

(給与等の範囲)

10の5の4-3 措置法第10条の5の4第5項第2号の給与等とは、法第28条第1項に規定する給与等（以下第10条の5の4関係において「給与等」という。）をいうのであるが、例えば、労働基準法第108条に規定する賃金台帳に記載された支給額（非課税とされる通勤手当等の額を含む。）のみを対象として措置法第10条の5の4第5項第3号及び第4号並びに第8号及び第10号の「給与等の支給額」を計算するなど、合理的な方法により継続して給与等の支給額を計算している場合には、これを認める。

(補填額の範囲)

10の5の4-4 措置法第10条の5の4第5項第3号から第5号まで、第8号及び第10号の規定の適用上、給与等の支給額から控除する「補填額」には、補助金等（補助金、助成金、給付金又は負担金その他これらに類する性質を有するものをいい、国又は地方公共団体から受ける雇用保険法第62条第1項第1号に掲げる事業として支給が行われる助成金その他これに類するものを除く。以下同じ。）のうち次に掲げるものの交付額が該当する。

- (1) 補助金等の要綱、要領又は契約において、その補助金等の交付の趣旨又は目的がその交付を受ける個人の給与等の支給額に係る負担を軽減させることであることが明らかにされているもの
- (2) (1)に掲げるもののほか、補助金等の交付額の算定方法が給与等の支給実績又は支給単価（雇用契約において時間、日、月、年ごとにあらかじめ決められている給与等の支給額をいう。）を基礎として定められているもの

(注) 1 補助金等には、役務の提供に対する対価の性質を有するものは含まれないことに留意する。

2 例えば、看護職員処遇改善評価料の額及び介護職員処遇改善加算の額のように、イからハまでに掲げる報酬の額その他これらに類する公定価格（法令又は法令に基づく行政庁の命令、許可、認可その他の処分に基づく価格をいう。）が設定されて

いる取引における取引金額に含まれる額は、役務の提供に対する対価の性質を有するため本文の「補填額」に該当しない。

イ 健康保険法その他法令の規定に基づく診療報酬の額

ロ 介護保険法その他法令の規定に基づく介護報酬の額

ハ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律その他法令の規定に基づく障害福祉サービス等報酬の額

(雇用安定助成金額の範囲)

10の5の4-5 措置法第10条の5の4第4項第4号及び第6号イの「国又は地方公共団体から受ける雇用保険法第62条第1項第1号に掲げる事業として支給が行われる助成金その他これに類するものの額」には、次のものが該当する。

(1) 雇用調整助成金、産業雇用安定助成金又は緊急雇用安定助成金の額

(2) (1)に上乗せして支給される助成金の額その他の(1)に準じて地方公共団体から支給される助成金の額

(資産の取得価額に算入された給与等)

10の5の4-6 措置法第10条の5の4第4項第4号及び第5号並びに第7号及び第8号の「給与等の支給額」は、その年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入されるものが対象になるのであるが、例えば、自己の製造等に係る棚卸資産の取得価額に算入された給与等の額や自己の製作に係るソフトウェアの取得価額に算入された給与等の額について、個人が継続してその給与等を支給した日の属する年分の「給与等の支給額」に含めて計算することとしている場合には、その計算を認める。

第10条の5の5((生産工程効率化等設備を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除)関係)

(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与)

10の5の5-1 措置法第10条の5の5第1項に規定する認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応事業者が、その取得又は製作若しくは建設(以下第10条の5の5関係において「取得等」という。)をした同項に規定する生産工程効率化等設備(以下第10条の5の5関係において「生産工程効率化等設備」という。)を委託先に貸与した場合において、当該生産工程効率化等設備が専ら当該認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応事業者のためにする製品の加工等の用に供されるものであるときは、当該生産工程効率化等設備は当該認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応事業者の営む事業の用に供したものと取り扱う。

いる取引における取引金額に含まれる額は、役務の提供に対する対価の性質を有するため本文の「補填額」に該当しない。

イ 健康保険法その他法令の規定に基づく診療報酬の額

ロ 介護保険法その他法令の規定に基づく介護報酬の額

ハ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律その他法令の規定に基づく障害福祉サービス等報酬の額

(雇用安定助成金額の範囲)

10の5の4-5 措置法第10条の5の4第5項第3号及び第5号イの「国又は地方公共団体から受ける雇用保険法第62条第1項第1号に掲げる事業として支給が行われる助成金その他これに類するものの額」には、次のものが該当する。

(1) 雇用調整助成金、産業雇用安定助成金又は緊急雇用安定助成金の額

(2) (1)に上乗せして支給される助成金の額その他の(1)に準じて地方公共団体から支給される助成金の額

(資産の取得価額に算入された給与等)

10の5の4-6 措置法第10条の5の4第5項第3号及び第4号並びに第8号及び第10号の「給与等の支給額」は、その年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入されるものが対象になるのであるが、例えば、自己の製造等に係る棚卸資産の取得価額に算入された給与等の額や自己の製作に係るソフトウェアの取得価額に算入された給与等の額について、個人が継続してその給与等を支給した日の属する年分の「給与等の支給額」に含めて計算することとしている場合には、その計算を認める。

第10条の5の5((生産工程効率化等設備を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除)関係)

(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与)

10の5の5-1 措置法第10条の5の5第1項に規定する認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応事業者が、その取得又は製作若しくは建設(以下第10条の5の5関係において「取得等」という。)をした同項に規定する生産工程効率化等設備(以下第10条の5の5関係において「生産工程効率化等設備」という。)を自己の下請業者に貸与した場合において、当該生産工程効率化等設備が専ら当該認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応事業者のためにする製品の加工等の用に供されるものであるときは、当該生産工程効率化等設備は当該認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応事業者の営む事業の用に供したものと取り扱う。

第10条の6（所得税の額から控除される特別控除額の特例）関係

（常時使用する従業員の範囲）

10の6-3 措置法第10条の6第5項第1号イの「常時使用する従業員の数」は、常用であると日々雇い入れるものであるとを問わず、事務所又は事業所に常時就労している職員、工員等の総数によって判定することに留意する。この場合において、繁忙期に数か月程度の期間その労務に従事する者を使用するときは、当該従事する者の数を「常時使用する従業員の数」に含めるものとする。

（国内資産の内外判定）

10の6-5 措置法第10条の6第5項第2号イに規定する国内資産（以下第10条の6関係において「国内資産」という。）に該当するかどうかは、その資産が個人の事業の用に供される場所が国内であるかどうかにより判定するのであるが、例えば次に掲げる無形固定資産が事業の用に供される場所については、原則として、次に掲げる無形固定資産の区分に応じそれぞれ次に定める場所による。

- (1) 鉱業権（租鉱権及び採石権その他土石を採掘し又は採取する権利（(2)に掲げる無形固定資産を除く。）を含む。以下この項において同じ。） 鉱業権に係る鉱区又は採石場の所在する場所
- (2) 貯留権（二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和6年法律第38号）第2条第8項に規定する試掘権を含む。以下この項において同じ。） 貯留権に係る貯留区域又は試掘区域の所在する場所
- (3) 特許権、実用新案権、意匠権、商標権若しくは育成者権（これらの権利を利用する権利を含む。）又は営業権 これらの権利が使用される場所
- (4) ソフトウェア そのソフトウェアが組み込まれている資産の所在する場所

（注）一の資産について、国内及び国外のいずれの事業の用にも供されている場合には、当該一の資産は国内資産に該当するものとして取り扱う。

第11条の2（被災代替資産等の特別償却）関係

（貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与）

11の2-5 個人が、その取得等をした機械及び装置を委託先に貸与した場合において、当該機械及び装置が専ら当該個人のためにする製品の加工等の用に供されるものであるときは、当該機械及び装置は当該個人の営む事業の用に供したものとして措置法第11条の2の規定を適用する。

第10条の6（所得税の額から控除される特別控除額の特例）関係

（常時使用する従業員の範囲）

10の6-3 措置法第10条の6第5項第1号イ(1)の「常時使用する従業員の数」は、常用であると日々雇い入れるものであるとを問わず、事務所又は事業所に常時就労している職員、工員等の総数によって判定することに留意する。この場合において、繁忙期に数か月程度の期間その労務に従事する者を使用するときは、当該従事する者の数を「常時使用する従業員の数」に含めるものとする。

（国内資産の内外判定）

10の6-5 措置法第10条の6第5項第2号イに規定する国内資産（以下第10条の6関係において「国内資産」という。）に該当するかどうかは、その資産が個人の事業の用に供される場所が国内であるかどうかにより判定するのであるが、例えば次に掲げる無形固定資産が事業の用に供される場所については、原則として、次に掲げる無形固定資産の区分に応じそれぞれ次に定める場所による。

- (1) 鉱業権（租鉱権及び採石権その他土石を採掘し又は採取する権利（(2)に掲げる無形固定資産を除く。）を含む。以下この項において同じ。） 鉱業権に係る鉱区又は採石場の所在する場所
- (2) 二酸化炭素の貯留事業に関する法律（令和6年法律第38号）第2条第8項に規定する試掘権 試掘区域の所在する場所
- (3) 特許権、実用新案権、意匠権、商標権若しくは育成者権（これらの権利を利用する権利を含む。）又は営業権 これらの権利が使用される場所
- (4) ソフトウェア そのソフトウェアが組み込まれている資産の所在する場所

（注）一の資産について、国内及び国外のいずれの事業の用にも供されている場合には、当該一の資産は国内資産に該当するものとして取り扱う。

第11条の2（被災代替資産等の特別償却）関係

（貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与）

11の2-5 個人が、その取得等をした機械及び装置を自己の下請業者に貸与した場合において、当該機械及び装置が専ら当該個人のためにする製品の加工等の用に供されるものであるときは、当該機械及び装置は当該個人の営む事業の用に供したものとして措置法第11条の2の規定を適用する。

第11条の3((特定事業継続力強化設備等の特別償却)関係)

(取得価額の判定単位)

11の3-3 措置法令第6条の2に規定する機械及び装置又は器具及び備品の1台又は1基の取得価額が100万円以上又は40万円以上であるかどうかについては、通常1単位として取引される単位ごとに判定するのであるが、個々の機械及び装置の本体と同時に設置する自動調整装置又は原動機のような附属機器で当該本体と一体になって使用するものがある場合には、これらの附属機器を含めたところによりその判定を行うことができるものとする。

(国庫補助金等をもって取得等した特定事業継続力強化設備等の取得価額)

11の3-4 措置法令第6条の2に規定する機械及び装置、器具及び備品又は建物附属設備の取得価額が100万円以上、40万円以上又は60万円以上であるかどうかを判定する場合において、その機械及び装置、器具及び備品又は建物附属設備が法第42条第1項の規定の適用を受ける同項に規定する国庫補助金等に係るもの若しくは同条第2項に規定する国庫補助金等の交付に代わるべきものとして交付を受けるもの又は法第43条第1項の規定の適用を受ける同項に規定する国庫補助金等をもって取得されたものであるときは、令第90条第2項各号又は第91条第2項の規定により計算した金額に基づいてその判定を行うものとする。

第12条((特定地域における工業用機械等の特別償却)関係)

(指定事業の用に供したものとされる資産の貸与)

12-13 個人(措置法第12条第1項の規定を適用する場合にあっては、認定事業者であるものに限る。)が、委託先で同項の表の各号の第2欄に掲げる区域又は同条第4項の表の各号の上欄に掲げる地区内において、同条第1項の表の各号の第3欄又は同条第4項の表の各号の中欄に掲げる事業(以下この項において「製造業等」という。)を営む者に対し、その製造業等の用に供する工業用機械等又は産業振興機械等を貸し付けている場合において、当該工業用機械等又は産業振興機械等が専ら当該個人のためにする製品の加工等の用に供されるものであり、かつ、当該個人が委託先の当該区域又は地区内において営む製造業等と同種の事業を営むものである場合に限り、その貸し付けている工業用機械等又は産業振興機械等は当該個人の営む製造業等の用に供したのものとして取り扱う。

(注) 自己の計算において原材料等を購入し、これをあらかじめ指示した条件に従って加工を委託し完成品とするいわゆる製造問屋の事業は、同条第1項の表の第1号若し

第11条の3((特定事業継続力強化設備等の特別償却)関係)

(取得価額の判定単位)

11の3-3 措置法令第6条の2に規定する機械及び装置又は器具及び備品の1台又は1基の取得価額が100万円以上又は30万円以上であるかどうかについては、通常1単位として取引される単位ごとに判定するのであるが、個々の機械及び装置の本体と同時に設置する自動調整装置又は原動機のような附属機器で当該本体と一体になって使用するものがある場合には、これらの附属機器を含めたところによりその判定を行うことができるものとする。

(国庫補助金等をもって取得等した特定事業継続力強化設備等の取得価額)

11の3-4 措置法令第6条の2に規定する機械及び装置、器具及び備品又は建物附属設備の取得価額が100万円以上、30万円以上又は60万円以上であるかどうかを判定する場合において、その機械及び装置、器具及び備品又は建物附属設備が法第42条第1項の規定の適用を受ける同項に規定する国庫補助金等に係るもの若しくは同条第2項に規定する国庫補助金等の交付に代わるべきものとして交付を受けるもの又は法第43条第1項の規定の適用を受ける同項に規定する国庫補助金等をもって取得されたものであるときは、令第90条第2項各号又は第91条第2項の規定により計算した金額に基づいてその判定を行うものとする。

第12条((特定地域における工業用機械等の特別償却)関係)

(指定事業の用に供したものとされる資産の貸与)

12-13 個人(措置法第12条第1項の規定を適用する場合にあっては、認定事業者であるものに限る。)が、自己の下請業者で同項の表の各号の第2欄に掲げる区域又は同条第4項の表の各号の上欄に掲げる地区内において、同条第1項の表の各号の第3欄又は同条第4項の表の各号の中欄に掲げる事業(以下この項において「製造業等」という。)を営む者に対し、その製造業等の用に供する工業用機械等又は産業振興機械等を貸し付けている場合において、当該工業用機械等又は産業振興機械等が専ら当該個人のためにする製品の加工等の用に供されるものであり、かつ、当該個人が下請業者の当該区域又は地区内において営む製造業等と同種の事業を営むものである場合に限り、その貸し付けている工業用機械等又は産業振興機械等は当該個人の営む製造業等の用に供したのものとして取り扱う。

(注) 自己の計算において原材料等を購入し、これをあらかじめ指示した条件に従って下請加工させて完成品とするいわゆる製造問屋の事業は、同条第1項の表の第1号若

くは第2号の第3欄又は第4項の表の各号の中欄に掲げる製造業に該当しない。

(廃止)

(廃止)

(廃止)

第25条の2((青色申告特別控除))関係

(青色申告特別控除額の計算等)

25の2-1 措置法第25条の2第1項又は第4項の規定による青色申告特別控除額の計算等については、次の諸点に留意する。

- (1) 措置法第25条の2第1項第2号に規定する不動産所得の金額、事業所得の金額及び山林所得の金額又は同条第4項第2号に規定する不動産所得の金額及び事業所得の金額は、損益通算をする前のいわゆる黒字の所得金額をいうのであるから、これらの所得の金額の計算上生じた損失の金額がある場合には、その損失の金額を除外したところにより同条第1項第2号又は同条第4項第2号の合計額を計算すること。
- (2) 措置法第25条の2第1項の規定による青色申告特別控除額は、この控除をする前のいわゆる黒字の不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額から、これらの黒字の金額を限度として順次控除すること。また、同条第4項の規定による青色申告特別控除額は、この控除をする前のいわゆる黒字の不動産所得の金額又は事業所得の金額から、これらの黒字の金額を限度として順次控除すること。
- (3) 措置法第26条第1項((社会保険診療報酬の所得計算の特例))の規定の適用を受ける社会保険診療報酬に係る所得がある場合には、同法第25条の2第1項第2号又は同条第4項第2号に規定する合計額を計算するときはこれを除外したところによるのであるが、同条第3項又は第6項の控除をするときには、当該所得を含めた事業所得の金額か

しくは第2号の第3欄又は第4項の表の各号の中欄に掲げる製造業に該当しない。

第15条((倉庫用建物等の割増償却))関係

(公共上屋の上に建設した倉庫業用倉庫)

15-1 公共上屋の上に倉庫を建設した場合には、その建設した倉庫について措置法令第8条第2項括弧書に規定する階数が2以上のものに該当するかどうかを判定することに留意する。

(注) 公共上屋の上に1階の倉庫を建設した場合には、階数が2以上の倉庫には該当しない。

(相続により倉庫用建物等を承継した者に対する取扱い及び償却不足額の処理についての留意事項)

15-2 13-3及び13-4の取扱いは、措置法第15条の規定を適用する場合について準用する。

第25条の2((青色申告特別控除))関係

(青色申告特別控除額の計算等)

25の2-1 措置法第25条の2第1項又は第3項の規定による青色申告特別控除額の計算等については、次の諸点に留意する。

- (1) 措置法第25条の2第1項第2号に規定する不動産所得の金額、事業所得の金額及び山林所得の金額又は同条第3項第2号に規定する不動産所得の金額及び事業所得の金額は、損益通算をする前のいわゆる黒字の所得金額をいうのであるから、これらの所得の金額の計算上生じた損失の金額がある場合には、その損失の金額を除外したところにより同条第1項第2号又は同条第3項第2号の合計額を計算すること。
- (2) 措置法第25条の2第1項の規定による青色申告特別控除額は、この控除をする前のいわゆる黒字の不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額から、これらの黒字の金額を限度として順次控除すること。また、同条第3項の規定による青色申告特別控除額は、この控除をする前のいわゆる黒字の不動産所得の金額又は事業所得の金額から、これらの黒字の金額を限度として順次控除すること。
- (3) 措置法第26条第1項((社会保険診療報酬の所得計算の特例))の規定の適用を受ける社会保険診療報酬に係る所得がある場合には、同法第25条の2第1項第2号又は同条第3項第2号に規定する合計額を計算するときはこれを除外したところによるのであるが、同条第2項又は第5項の控除をするときには、当該所得を含めた事業所得の金額か

ら控除すること。

(変動所得の金額又は臨時所得の金額の計算上控除すべき青色申告特別控除額)

25の2-2 措置法第25条の2第1項又は第4項の規定の適用を受ける年分の不動産所得又は事業所得のうちに変動所得又は臨時所得がある場合には、不動産所得の金額又は事業所得の金額の計算上控除される青色申告特別控除額に、青色申告特別控除前の不動産所得の金額又は事業所得の金額(同法第26条第1項の規定の適用を受ける社会保険診療報酬に係る所得の金額を除く。)のうちに占める変動所得の金額又は臨時所得の金額の割合を乗じて計算した金額を、変動所得の金額又は臨時所得の金額の計算上、青色申告特別控除額として控除する。

(65万円又は75万円の青色申告特別控除)

25の2-4 措置法第25条の2第4項及び第5項の規定による青色申告特別控除は、確定申告書に記載すべき事項に係る情報として送信された不動産所得の金額又は事業所得の金額が、修正申告又は更正(再更正を含む。)により異動することとなったため当該情報として送信された青色申告特別控除額にも異動が生ずることとなった場合には、その異動後の控除額によりこれらの所得の金額を計算することに留意する。

(適用届出書の提出期限)

25の2-5 措置法第25条の2第5項の規定による青色申告特別控除の適用を受けるためには、措置法規則第9条の6第5項に規定する適用届出書又は同条第8項に規定する適用届出書を措置法第25条の2第7項に規定する提出期限までに提出しなければならないことに留意する。

(65万円又は75万円の青色申告特別控除における確定申告書の提出期限の意義)

25の2-6 措置法第25条の2第7項に規定する「提出期限」とは、措置法第2条第1項第14号(用語の意義)に規定する確定申告期限をいうことに留意する。

(注) 措置法第2条第1項第14号に規定する確定申告期限とは、法第120条第1項((確定所得申告))(法第166条((申告、納付及び還付))において準用する場合を含む。)の規定による申告書の提出期限をいい、年の中途において死亡し、又は出国をした場合には、法第125条第1項((年の途中で死亡した場合の確定申告))又は法第127条第1項((年の途中で出国をする場合の確定申告))(これらの規定を法第166条において準用する場合を含む。)の規定による申告書の提出期限をいうのであるから、法第122条第1項((還付等を受けるための申告))の規定による申告書その他提出期限のない申告書を提出する者であっても、措置法第25条の2第4項の規定の適用を受けるために

ら控除すること。

(変動所得の金額又は臨時所得の金額の計算上控除すべき青色申告特別控除額)

25の2-2 措置法第25条の2第1項又は第3項の規定の適用を受ける年分の不動産所得又は事業所得のうちに変動所得又は臨時所得がある場合には、不動産所得の金額又は事業所得の金額の計算上控除される青色申告特別控除額に、青色申告特別控除前の不動産所得の金額又は事業所得の金額(同法第26条第1項の規定の適用を受ける社会保険診療報酬に係る所得の金額を除く。)のうちに占める変動所得の金額又は臨時所得の金額の割合を乗じて計算した金額を、変動所得の金額又は臨時所得の金額の計算上、青色申告特別控除額として控除する。

(55万円又は65万円の青色申告特別控除)

25の2-4 措置法第25条の2第3項、第4項及び第6項の規定による青色申告特別控除は、確定申告書に記載されている不動産所得の金額又は事業所得の金額が、修正申告又は更正(再更正を含む。)により異動することとなったため当該確定申告書に記載されている青色申告特別控除額にも異動が生ずることとなった場合には、その異動後の控除額によりこれらの所得の金額を計算することに留意する。

(適用届出書の提出期限)

25の2-5 措置法第25条の2第4項第1号の規定による青色申告特別控除の適用を受けるためには、措置法規則第9条の6第5項に規定する適用届出書又は同条第8項に規定する適用届出書を措置法第25条の2第6項に規定する提出期限までに提出しなければならないことに留意する。

(55万円又は65万円の青色申告特別控除における確定申告書の提出期限の意義)

25の2-6 措置法第25条の2第4項第2号及び第6項に規定する「提出期限」とは、措置法第2条第1項第14号(用語の意義)に規定する確定申告期限をいうことに留意する。

(注) 措置法第2条第1項第14号に規定する確定申告期限とは、法第120条第1項((確定所得申告))(法第166条((申告、納付及び還付))において準用する場合を含む。)の規定による申告書の提出期限をいい、年の中途において死亡し、又は出国をした場合には、法第125条第1項((年の途中で死亡した場合の確定申告))又は法第127条第1項((年の途中で出国をする場合の確定申告))(これらの規定を法第166条において準用する場合を含む。)の規定による申告書の提出期限をいうのであるから、法第122条第1項((還付等を受けるための申告))の規定による申告書その他提出期限のない申告書を提出する者であっても、措置法第25条の2第3項の規定の適用を受けるために

は、その年の確定申告期限までに当該申告書に記載すべき事項に係る情報を送信する必要があることに留意する。

第28条の2（中小事業者の少額減価償却資産の取得価額の必要経費算入の特例）関係

（主要な業務として行われる貸付けの例示）

28の2-1の4 措置法規則第9条の9において読み替えて準用する規則第34条の2の規定の適用上、次に掲げる貸付けには、例えば、それぞれ次に定めるような行為が該当する。

- (1) 同条第1項第1号に掲げる貸付け 中小事業者が委託先に対して、当該委託先の専ら当該中小事業者のためにする製品の加工等の用に供される減価償却資産を貸し付ける行為
- (2) 同項第2号に掲げる貸付け 小売業を営む中小事業者がその小売店の駐車場の遊休スペースを活用して自転車その他の減価償却資産を貸し付ける行為
- (3) 同項第3号に掲げる貸付け 不動産貸付業を営む中小事業者がその貸し付ける建物の賃借人に対して、家具、電気機器その他の減価償却資産を貸し付ける行為

(注) 本文の(1)から(3)までに定める行為であっても、同条第2項に規定する場合に該当するものは、措置法令第18条の5第2項に規定する主要な業務として行われる貸付けに該当しないことに留意する。

（取得価額の判定単位）

28の2-2 措置法第28条の2第1項に規定する少額減価償却資産の取得価額が40万円未満であるかどうかについては、通常1単位として取引されるその単位、例えば、機械及び装置については1台又は1基ごとに、工具、器具及び備品については1個、1組又は1そろいごとに判定し、構築物のうち例えば枕木、電柱等単体では機能を発揮できないものについては、社会通念上一の効用を有すると認められる単位ごとに判定する。

第28条の4（土地の譲渡等に係る事業所得等の課税の特例）関係

（青色申告特別控除額）

28の4-27 措置法第25条の2第1項又は第4項の規定による青色申告特別控除額の計算の基礎となる事業所得の金額には、土地の譲渡等に係る事業所得の金額も含まれるのであるが、分離課税の事業所得の金額を計算する場合には、青色申告特別控除額は、控除できないものであることに留意する。

(注) 事業所得の金額から控除する青色申告特別控除額のうち、総合課税の事業所得の金額から控除しきれない部分の金額がある場合には、その金額は、損失の金額とし

は、その年の確定申告期限までに当該申告書を提出する必要があることに留意する。

第28条の2（中小事業者の少額減価償却資産の取得価額の必要経費算入の特例）関係

（主要な業務として行われる貸付けの例示）

28の2-1の4 措置法規則第9条の9において読み替えて準用する規則第34条の2の規定の適用上、次に掲げる貸付けには、例えば、それぞれ次に定めるような行為が該当する。

- (1) 同条第1項第1号に掲げる貸付け 中小事業者が自己の下請業者に対して、当該下請業者の専ら当該中小事業者のためにする製品の加工等の用に供される減価償却資産を貸し付ける行為
- (2) 同項第2号に掲げる貸付け 小売業を営む中小事業者がその小売店の駐車場の遊休スペースを活用して自転車その他の減価償却資産を貸し付ける行為
- (3) 同項第3号に掲げる貸付け 不動産貸付業を営む中小事業者がその貸し付ける建物の賃借人に対して、家具、電気機器その他の減価償却資産を貸し付ける行為

(注) 本文の(1)から(3)までに定める行為であっても、同条第2項に規定する場合に該当するものは、措置法令第18条の5第2項に規定する主要な業務として行われる貸付けに該当しないことに留意する。

（取得価額の判定単位）

28の2-2 措置法第28条の2第1項に規定する少額減価償却資産の取得価額が30万円未満であるかどうかについては、通常1単位として取引されるその単位、例えば、機械及び装置については1台又は1基ごとに、工具、器具及び備品については1個、1組又は1そろいごとに判定し、構築物のうち例えば枕木、電柱等単体では機能を発揮できないものについては、社会通念上一の効用を有すると認められる単位ごとに判定する。

第28条の4（土地の譲渡等に係る事業所得等の課税の特例）関係

（青色申告特別控除額）

28の4-27 措置法第25条の2第1項又は第3項の規定による青色申告特別控除額の計算の基礎となる事業所得の金額には、土地の譲渡等に係る事業所得の金額も含まれるのであるが、分離課税の事業所得の金額を計算する場合には、青色申告特別控除額は、控除できないものであることに留意する。

(注) 事業所得の金額から控除する青色申告特別控除額のうち、総合課税の事業所得の金額から控除しきれない部分の金額がある場合には、その金額は、損失の金額とし

て分離課税の事業所得の金額と通算されることになる（28の4-18参照）。

第41条（住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除）関係

（用語の意義）

41-1 この第41条関係の取扱いにおいて、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

- (1) 居住用家屋 措置法第41条第1項に規定する居住用家屋をいう。
- (2) 居住用家屋の新築等 措置法第41条第1項に規定する居住用家屋の新築等をいう。
- (3) 買取再販住宅の取得 措置法第41条第1項に規定する買取再販住宅の取得をいう。
- (4) 既存住宅の取得 措置法第41条第1項に規定する既存住宅の取得をいう。
- (5) 増改築等 措置法第41条第1項に規定する増改築等をいう。
- (6) 住宅の取得等 措置法第41条第1項に規定する住宅の取得等をいう。
- (7) 住宅借入金等 措置法第41条第1項各号に掲げる借入金又は債務をいう。
- (8) 敷地の取得 措置法第41条第1項各号に規定する敷地の用に供される又は供されてきた土地等の取得をいう。
- (9) 認定住宅等 措置法第41条第6項に規定する認定住宅等をいう。
- (10) 認定住宅等の新築等 措置法第41条第6項に規定する認定住宅等の新築等をいう。
- (11) 買取再販認定住宅等の取得 措置法第41条第6項に規定する買取再販認定住宅等の取得をいう。
- (12) 認定住宅等の新築取得等 措置法第41条第6項に規定する認定住宅等の新築取得等をいう。
- (13) 認定住宅等借入金等 措置法第41条第6項に規定する認定住宅等借入金等をいう。
- (14) 住宅の新築取得等 住宅の取得等及び認定住宅等の新築取得等をいう。
- (15) 居住日 住宅の新築取得等をして当該住宅の新築取得等に係る家屋を居住の用に供した日をいう。
- (16) 居住年 居住日の属する年をいう。
- (17) 控除適用期間 居住年以後10年間（居住年が令和4年若しくは令和5年であり、かつ、その居住に係る住宅の新築取得等が居住用家屋の新築等若しくは買取再販住宅の取得に該当するものである場合、居住年が令和4年から令和7年までの各年であり、かつ、その居住に係る住宅の新築取得等が認定住宅等の新築等若しくは買取再販認定住宅等の取得に該当するものである場合、居住年が令和8年から令和12年までの各年であり、かつ、その居住に係る住宅の新築取得等が認定住宅等の新築取得等（居住年が令和10年から令和12年までの各年である場合には、措置法第41条第25項に規定する対象エネルギー消費性能向上に係るものを除く。）である場合又は居住日が令和元年10月1日か

て分離課税の事業所得の金額と通算されることになる（28の4-18参照）。

第41条（住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除）関係

（用語の意義）

41-1 この第41条関係の取扱いにおいて、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

- (1) 居住用家屋 措置法第41条第1項に規定する居住用家屋をいう。
- (2) 居住用家屋の新築等 措置法第41条第1項に規定する居住用家屋の新築等をいう。
- (3) 買取再販住宅の取得 措置法第41条第1項に規定する買取再販住宅の取得をいう。
- (4) 既存住宅の取得 措置法第41条第1項に規定する既存住宅の取得をいう。
- (5) 増改築等 措置法第41条第1項に規定する増改築等をいう。
- (6) 住宅の取得等 措置法第41条第1項に規定する住宅の取得等をいう。
- (7) 住宅借入金等 措置法第41条第1項各号に掲げる借入金又は債務をいう。
- (8) 敷地の取得 措置法第41条第1項各号に規定する敷地の用に供される又は供されてきた土地等の取得をいう。
- (9) 認定住宅等 措置法第41条第10項に規定する認定住宅等をいう。
- (10) 認定住宅等の新築等 措置法第41条第10項に規定する認定住宅等の新築等をいう。
- (11) 買取再販認定住宅等の取得 措置法第41条第10項に規定する買取再販認定住宅等の取得をいう。
- (12) 認定住宅等の新築取得等 措置法第41条第10項に規定する認定住宅等の新築取得等をいう。
- (13) 認定住宅等借入金等 措置法第41条第10項に規定する認定住宅等借入金等をいう。
- (14) 住宅の新築取得等 住宅の取得等及び認定住宅等の新築取得等をいう。
- (15) 居住日 住宅の新築取得等をして当該住宅の新築取得等に係る家屋を居住の用に供した日をいう。
- (16) 居住年 居住日の属する年をいう。
- (17) 控除適用期間 居住年以後10年間（居住年が平成19年若しくは平成20年で措置法第41条第6項の規定を適用する場合には15年間とし、居住年が令和4年若しくは令和5年であり、かつ、その居住に係る住宅の新築取得等が居住用家屋の新築等若しくは買取再販住宅の取得に該当するものである場合、居住年が令和4年から令和7年までの各年であり、かつ、その居住に係る住宅の新築取得等が認定住宅等の新築等若しくは買取再販認定住宅等の取得に該当するものである場合又は居住日が令和元年10月1日から令和2年12月31日までの期間内で同条第15項若しくは第18項の規定を適用する場合には13年間とする。）をいう。

ら令和2年12月31日までの期間内で同条第11項若しくは第14項の規定を適用する場合には13年間とする。)をいう。

- (18) 家屋の取得対価の額 住宅の新築取得等に係る家屋の建築工事の請負代金又は取得の対価の額をいう。
- (19) 敷地の取得対価の額 敷地の取得の対価の額をいう。
- (20) 家屋等の取得対価の額 家屋の取得対価の額及び敷地の取得対価の額の合計額をいう。
- (21) 増改築等に要した費用の額 増改築等に係る工事に要した費用の額をいう。

(居住の用に供した場合)

41-1の2 措置法第41条第1項、第6項、第11項、第14項、第25項及び第26項に規定する「その者の居住の用に供した」とは、住宅の新築取得等をした者が、現にその居住の用に供したことをいうのであるが、その者が、転勤、転地療養その他のやむを得ない事情により、配偶者、扶養親族その他その者と生計を一にする親族と日常の起居を共にしていない場合において、その住宅の新築取得等をした日から6月以内にその家屋(増改築等をした家屋については、その増改築等に係る部分。以下41-5までにおいて同じ。)をこれらの親族がその居住の用に供したときで、当該やむを得ない事情が解消した後はその者が共にその家屋に居住することとなると認められるときは、これに該当するものとする。

(引き続き居住の用に供している場合)

41-2 措置法第41条第1項、第6項、第11項及び第14項に規定する「引き続きその居住の用に供している」とは、住宅の新築取得等をした者が現に引き続きその居住の用に供していることをいうのであるが、これに該当するかどうかの判定に当たっては、次による。

- (1) その者が、転勤、転地療養その他のやむを得ない事情により、配偶者、扶養親族その他その者と生計を一にする親族と日常の起居を共にしないこととなった場合において、その家屋をこれらの親族が引き続きその居住の用に供しており、当該やむを得ない事情が解消した後はその者が共にその家屋に居住することとなると認められるときは、その者がその家屋を引き続き居住の用に供しているものとする。
- (2) 災害により、その家屋が控除適用期間内に一部損壊した場合において、その損壊部分の補修工事等のため一時的にその者がその家屋を居住の用に供しないこととなる期間があったときは、その期間もその者が引き続き居住の用に供しているものとする。

(注) その家屋が、上記(2)の一時的に居住の用に供しない場合ではなく、災害により居住の用に供することができなくなった場合には、措置法第41条第34項の規定の適用があることに留意する。

(18) 家屋の取得対価の額 住宅の新築取得等に係る家屋の建築工事の請負代金又は取得の対価の額をいう。

- (19) 敷地の取得対価の額 敷地の取得の対価の額をいう。
- (20) 家屋等の取得対価の額 家屋の取得対価の額及び敷地の取得対価の額の合計額をいう。
- (21) 増改築等に要した費用の額 増改築等に係る工事に要した費用の額をいう。

(居住の用に供した場合)

41-1の2 措置法第41条第1項、第6項、第10項、第15項及び第18項に規定する「その者の居住の用に供した場合」とは、住宅の新築取得等をした者が、現にその居住の用に供した場合をいうのであるが、その者が、転勤、転地療養その他のやむを得ない事情により、配偶者、扶養親族その他その者と生計を一にする親族と日常の起居を共にしていない場合において、その住宅の新築取得等をした日から6月以内にその家屋(増改築等をした家屋については、その増改築等に係る部分。以下41-5までにおいて同じ。)をこれらの親族がその居住の用に供したときで、当該やむを得ない事情が解消した後はその者が共にその家屋に居住することとなると認められるときは、これに該当するものとする。

(引き続き居住の用に供している場合)

41-2 措置法第41条第1項、第6項、第10項、第15項及び第18項に規定する「引き続きその居住の用に供している」とは、住宅の新築取得等をした者が現に引き続きその居住の用に供していることをいうのであるが、これに該当するかどうかの判定に当たっては、次による。

- (1) その者が、転勤、転地療養その他のやむを得ない事情により、配偶者、扶養親族その他その者と生計を一にする親族と日常の起居を共にしないこととなった場合において、その家屋をこれらの親族が引き続きその居住の用に供しており、当該やむを得ない事情が解消した後はその者が共にその家屋に居住することとなると認められるときは、その者がその家屋を引き続き居住の用に供しているものとする。
- (2) 災害により、その家屋が控除適用期間内に一部損壊した場合において、その損壊部分の補修工事等のため一時的にその者がその家屋を居住の用に供しないこととなる期間があったときは、その期間もその者が引き続き居住の用に供しているものとする。

(注) その家屋が、上記(2)の一時的に居住の用に供しない場合ではなく、災害により居住の用に供することができなくなった場合には、措置法第41条第34項の規定の適用があることに留意する。

(家屋の床面積)

41-10 措置法令第26条第1項第1号及び第31項第1号に規定する家屋の床面積は、各階ごとに壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積（登記簿上表示される床面積）による。

(区分所有する部分の床面積)

41-11 措置法令第26条第1項第2号及び第31項第2号に規定する「その者の区分所有する部分の床面積」とは、建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第3項に規定する専有部分の床面積をいうのであるが、当該床面積は、登記簿上表示される壁その他の区画の内側線で囲まれた部分の水平投影面積による。

(注) 専有部分の床面積には、数個の専有部分に通ずる廊下、階段室、エレベーター室、共用の便所及び洗面所、屋上等の部分の面積は含まれない。

(店舗併用住宅等の場合の床面積基準の判定)

41-12 自己の居住の用以外の用に供される部分がある家屋又は共有物である家屋が措置法令第26条第1項各号又は第31項各号の床面積基準に該当するかどうかの判定に当たっては、次のことに留意する。

- (1) その家屋（措置法令第26条第1項第2号又は第31項第2号に規定する家屋にあっては、その者の区分所有する部分。以下この項において同じ。）の一部がその者の居住の用以外の用に供される場合には、当該居住の用以外の用に供される部分の床面積を含めたその家屋全体の床面積により判定する。
- (2) その家屋が共有物である場合には、その家屋の床面積にその者の持分割合を乗じて計算した面積ではなく、その家屋全体の床面積により判定する。

(繰上返済等をした場合)

41-19 住宅借入金等、認定住宅等借入金等、措置法第41条第11項の規定の適用を受ける場合の住宅借入金等（41-22において「特別特定住宅借入金等」という。）又は同条第14項の規定の適用を受ける場合の住宅借入金等（41-22において「認定特別特定住宅借入金等」という。）の金額に係る契約において、その年の翌年以後に返済等をすべきこととされている住宅借入金等の金額につき、その年に繰り上げて返済等をした場合であっても、その年12月31日における現実の住宅借入金等の金額の残高については、同条第1項、第6項、第11項又は第14項の規定の適用があるのであるが、例えば、その年の翌年以後に返済等をすべきこととされている住宅借入金等の金額の全額につき、その年に繰り上げて返済等をした場合など、当該繰上返済等により償還期間又は割賦期間が10年未満となる場合のその

(家屋の床面積)

41-10 措置法令第26条第1項第1号、第30項第1号及び第35項第3号イに規定する家屋の床面積は、各階ごとに壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積（登記簿上表示される床面積）による。

(区分所有する部分の床面積)

41-11 措置法令第26条第1項第2号、第30項第2号及び第35項第3号ロに規定する「その者の区分所有する部分の床面積」とは、建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第3項に規定する専有部分の床面積をいうのであるが、当該床面積は、登記簿上表示される壁その他の区画の内側線で囲まれた部分の水平投影面積による。

(注) 専有部分の床面積には、数個の専有部分に通ずる廊下、階段室、エレベーター室、共用の便所及び洗面所、屋上等の部分の面積は含まれない。

(店舗併用住宅等の場合の床面積基準の判定)

41-12 自己の居住の用以外の用に供される部分がある家屋又は共有物である家屋が措置法令第26条第1項各号、第30項各号又は第35項第3号イ若しくはロの床面積基準に該当するかどうかの判定に当たっては、次のことに留意する。

- (1) その家屋（措置法令第26条第1項第2号、第30項第2号又は第35項第3号ロに規定する家屋にあっては、その者の区分所有する部分。以下この項において同じ。）の一部がその者の居住の用以外の用に供される場合には、当該居住の用以外の用に供される部分の床面積を含めたその家屋全体の床面積により判定する。
- (2) その家屋が共有物である場合には、その家屋の床面積にその者の持分割合を乗じて計算した面積ではなく、その家屋全体の床面積により判定する。

(繰上返済等をした場合)

41-19 住宅借入金等、措置法第41条第6項の規定の適用を受ける場合の住宅借入金等（41-22において「特例住宅借入金等」という。）、認定住宅等借入金等、同条第15項の規定の適用を受ける場合の住宅借入金等（41-22において「特別特定住宅借入金等」という。）又は同条第18項の規定の適用を受ける場合の住宅借入金等（41-22において「認定特別特定住宅借入金等」という。）の金額に係る契約において、その年の翌年以後に返済等をすべきこととされている住宅借入金等の金額につき、その年に繰り上げて返済等をした場合であっても、その年12月31日における現実の住宅借入金等の金額の残高については、同条第1項、第6項、第10項、第15項又は第18項の規定の適用があるのであるが、例えば、その年の翌年以後に返済等をすべきこととされている住宅借入金等の金額の全額につき、そ

年についてはこれらの規定の適用はないものとする。

(注) 借入金等の借換えをした場合には、41-16の適用がある場合があることに留意する。

(著しく低い金利による利息である住宅借入金等)

41-21 次の(1)又は(2)に掲げる住宅借入金等につき次の(1)又は(2)に定める金額が、支払うべき利息の額の算定方法に従い、その算定の基礎とされた当該住宅借入金等の額及び利息の計算期間を基として措置法令第26条第42項第1号及び第2号に規定する「基準利率」により計算した利息の額の年額に相当する金額に満たない場合には、当該住宅借入金等は、同項第1号又は第2号に規定する場合に該当する。

- (1) 使用者から借り入れた住宅借入金等 当該住宅借入金等に係るその年において支払うべき利息の額の合計額に相当する金額
- (2) 使用者からいわゆる利子補給金の支払を受けている住宅借入金等 当該住宅借入金等に係るその年において支払うべき利息の額の合計額からその年において支払を受けた利子補給金の額(当該支払うべき利息の額に対応するものをいう。)の合計額を控除した残額

(注) 借入金等の借換えをした場合には、41-16の適用があることに留意する。ただし、年の中途において、同一の利用者との間で上記(1)に掲げる住宅借入金等の借換えが行われている場合は、当初の借入金等も「基準利率により計算した利息の額の年額」及び「その年において支払うべき利息の額の合計額」の計算に含まれる。

(その年12月31日における住宅借入金等の金額の合計額等)

41-22 措置法第41条第2項に規定するその年12月31日における住宅借入金等の金額の合計額、同条第6項に規定するその年12月31日における認定住宅等借入金等の金額の合計額、同条第11項に規定するその年12月31日における特別特定住宅借入金等の金額の合計額及び同条第14項に規定するその年12月31日における認定特別特定住宅借入金等の金額の合計額は、その年12月31日における現実の住宅借入金等の金額の残高、認定住宅等借入金等の金額の残高、特別特定住宅借入金等の金額の残高又は認定特別特定住宅借入金等の金額の残高を基として計算された金額をいうものとする。

(注) 措置法規則別表第8(1)に規定する「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」(以下第41条関係において「借入金の年末残高等証明書」という。)及び措置法規則別表第8(2)に規定する「住宅取得資金に係る借入金等の年末残高等調書」(以下41-31において「借入金の年末残高等調書」という。)の「年末残高」欄は、41-31

の年に繰り上げて返済等をした場合など、当該繰上返済等により償還期間又は割賦期間が10年未満となる場合のその年についてはこれらの規定の適用はないものとする。

(注) 借入金等の借換えをした場合には、41-16の適用がある場合があることに留意する。

(著しく低い金利による利息である住宅借入金等)

41-21 次の(1)又は(2)に掲げる住宅借入金等につき次の(1)又は(2)に定める金額が、支払うべき利息の額の算定方法に従い、その算定の基礎とされた当該住宅借入金等の額及び利息の計算期間を基として措置法令第26条第36項第1号及び第2号に規定する「基準利率」により計算した利息の額の年額に相当する金額に満たない場合には、当該住宅借入金等は、同項第1号又は第2号に規定する場合に該当する。

- (1) 使用者から借り入れた住宅借入金等 当該住宅借入金等に係るその年において支払うべき利息の額の合計額に相当する金額
- (2) 使用者からいわゆる利子補給金の支払を受けている住宅借入金等 当該住宅借入金等に係るその年において支払うべき利息の額の合計額からその年において支払を受けた利子補給金の額(当該支払うべき利息の額に対応するものをいう。)の合計額を控除した残額

(注) 借入金等の借換えをした場合には、41-16の適用があることに留意する。ただし、年の中途において、同一の利用者との間で上記(1)に掲げる住宅借入金等の借換えが行われている場合は、当初の借入金等も「基準利率により計算した利息の額の年額」及び「その年において支払うべき利息の額の合計額」の計算に含まれる。

(その年12月31日における住宅借入金等の金額の合計額等)

41-22 措置法第41条第2項に規定するその年12月31日における住宅借入金等の金額の合計額、同条第6項に規定するその年12月31日における特例住宅借入金等の金額の合計額、同条第10項に規定するその年12月31日における認定住宅等借入金等の金額の合計額、同条第15項に規定するその年12月31日における特別特定住宅借入金等の金額の合計額及び同条第18項に規定するその年12月31日における認定特別特定住宅借入金等の金額の合計額は、その年12月31日における現実の住宅借入金等の金額の残高、特例住宅借入金等の金額の残高、認定住宅等借入金等の金額の残高、特別特定住宅借入金等の金額の残高又は認定特別特定住宅借入金等の金額の残高を基として計算された金額をいうものとする。

(注) 措置法規則別表第8(1)に規定する「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」(以下第41条関係において「借入金の年末残高等証明書」という。)及び措置法規則別表第8(2)に規定する「住宅取得資金に係る借入金等の年末残高等調書」(以下41-31において「借入金の年末残高等調書」という。)の「年末残高」欄は、41-31

により、その年12月31日における住宅借入金等の金額の予定額が記載される場合があることに留意する。

(住宅借入金等の金額の合計額等が家屋等の取得の対価の額等を超える場合)

41-23 措置法令第26条第6項又は第26項の規定は、住宅借入金等の金額の合計額が同条第6項に規定する「住宅の取得等に係る対価の額又は費用の額」を超える場合又は認定住宅等借入金等の金額の合計額が同条第26項に規定する「認定住宅等の新築取得等に係る対価の額」を超える場合に適用されるのであるが、次に掲げる場合には、その合計額のうちそれぞれ次に定める金額(同条第6項若しくは第26項に規定する補助金等の交付を受ける場合又は同条第6項若しくは第26項に規定する住宅取得等資金の贈与を受けた場合には当該補助金等の額又は当該住宅取得等資金の額を控除した金額)に達するまでの部分の金額が当該住宅借入金等の金額の合計額又は当該認定住宅等借入金等の金額の合計額となることに留意する。

- (1) 住宅の新築取得等(増改築等を除く。以下この項及び41-26の4において同じ。)に係る住宅借入金等の金額の合計額又は認定住宅等借入金等の金額の合計額が、当該住宅の新築取得等に係る家屋の取得対価の額を超える場合 家屋の取得対価の額
- (2) 住宅の新築取得等及び敷地の取得の両方に係る住宅借入金等の金額の合計額又は認定住宅等借入金等の金額の合計額が、当該住宅の新築取得等に係る家屋等の取得対価の額を超える場合 家屋等の取得対価の額
- (3) 敷地の取得に係る住宅借入金等の金額の合計額又は認定住宅等借入金等の金額の合計額が、当該敷地の取得対価の額を超える場合 敷地の取得対価の額
- (4) 増改築等に係る住宅借入金等の金額の合計額が、当該増改築等に要した費用の額を超える場合 増改築等に要した費用の額

(注) 1 住宅借入金等の金額の合計額又は認定住宅等借入金等の金額の合計額が家屋の取得対価の額、家屋等の取得対価の額、敷地の取得対価の額又は増改築等に要した費用の額(以下この項において「家屋の取得の対価の額等」という。)を超えるかどうかの判定は、措置法第41条第1項又は第6項の規定の適用を受ける各年ごとに、かつ、個々の住宅の新築取得等、敷地の取得又は増改築等ごとに行うのであるが、その判定を行う場合の住宅借入金等の金額の合計額又は認定住宅等借入金等の金額の合計額は、これらの規定の適用を受ける各年ごとの12月31日における現実の住宅借入金等の金額の残高の合計額又は認定住宅等借入金等の金額の残高の合計額をいう。

- 2 家屋の取得の対価の額等には、その家屋(増改築等をした家屋については、当該増改築等に係る部分。以下第41条関係において同じ。)又は敷地のうちにその者の居住の用以外の用に供される部分がある場合における当該居住の用以外の用に供

により、その年12月31日における住宅借入金等の金額の予定額が記載される場合があることに留意する。

(住宅借入金等の金額の合計額等が家屋等の取得の対価の額等を超える場合)

41-23 措置法令第26条第6項又は第25項の規定は、住宅借入金等の金額の合計額が同条第6項に規定する「住宅の取得等に係る対価の額又は費用の額」を超える場合又は認定住宅等借入金等の金額の合計額が同条第25項に規定する「認定住宅等の新築取得等に係る対価の額」を超える場合に適用されるのであるが、次に掲げる場合には、その合計額のうちそれぞれ次に定める金額(同条第6項若しくは第25項に規定する補助金等の交付を受ける場合又は同条第6項若しくは第25項に規定する住宅取得等資金の贈与を受けた場合には当該補助金等の額又は当該住宅取得等資金の額を控除した金額)に達するまでの部分の金額が当該住宅借入金等の金額の合計額又は当該認定住宅等借入金等の金額の合計額となることに留意する。

- (1) 住宅の新築取得等(増改築等を除く。以下この項及び41-26の4において同じ。)に係る住宅借入金等の金額の合計額又は認定住宅等借入金等の金額の合計額が、当該住宅の新築取得等に係る家屋の取得対価の額を超える場合 家屋の取得対価の額
- (2) 住宅の新築取得等及び敷地の取得の両方に係る住宅借入金等の金額の合計額又は認定住宅等借入金等の金額の合計額が、当該住宅の新築取得等に係る家屋等の取得対価の額を超える場合 家屋等の取得対価の額
- (3) 敷地の取得に係る住宅借入金等の金額の合計額又は認定住宅等借入金等の金額の合計額が、当該敷地の取得対価の額を超える場合 敷地の取得対価の額
- (4) 増改築等に係る住宅借入金等の金額の合計額が、当該増改築等に要した費用の額を超える場合 増改築等に要した費用の額

(注) 1 住宅借入金等の金額の合計額又は認定住宅等借入金等の金額の合計額が家屋の取得対価の額、家屋等の取得対価の額、敷地の取得対価の額又は増改築等に要した費用の額(以下この項において「家屋の取得の対価の額等」という。)を超えるかどうかの判定は、措置法第41条第1項又は第10項の規定の適用を受ける各年ごとに、かつ、個々の住宅の新築取得等、敷地の取得又は増改築等ごとに行うのであるが、その判定を行う場合の住宅借入金等の金額の合計額又は認定住宅等借入金等の金額の合計額は、これらの規定の適用を受ける各年ごとの12月31日における現実の住宅借入金等の金額の残高の合計額又は認定住宅等借入金等の金額の残高の合計額をいう。

- 2 家屋の取得の対価の額等には、その家屋(増改築等をした家屋については、当該増改築等に係る部分。以下第41条関係において同じ。)又は敷地のうちにその者の居住の用以外の用に供される部分がある場合における当該居住の用以外の用に供

される部分に対応する家屋の取得の対価の額等が含まれる。

(敷地の取得対価の額の範囲)

41-25 「敷地の取得対価の額」には、次に掲げる金額を含むものとする。

- (1) 埋立て、土盛り、地ならし、切土、防壁工事その他の土地の造成又は改良のために要した費用の額
- (2) 土地等と一括して建物等を取得した場合における当該建物等の取壊し費用の額(発生資材がある場合には、その発生資材の価額を控除した残額。ただし、土地等の取得後おおむね1年以内に当該建物等の取壊しに着手するなど、その取得が当初からその建物等を取り壊して家屋を新築することが明らかであると認められる場合に限る。)

(注) 当該取壊し前に当該建物等を居住の用に供して措置法第41条第1項又は第6項の規定の適用を受けている場合には、当該家屋の新築に係る同条第1項又は第6項の規定の適用において、当該土地等の取得は敷地の取得に該当しないことに留意する。

(補助金等)

41-26の2 措置法第41条第19項並びに措置法令第26条第6項及び第26項に規定する補助金等(以下41-26の4までにおいて「補助金等」という。)は、次によるものとする。

- (1) 国又は地方公共団体から直接交付される補助金等のほか、国又は地方公共団体から補助金等の交付事務の委託を受けた法人を通じて交付されるものも含まれる。
- (2) 補助金等は、補助金又は給付金等の名称にかかわらず、住宅の取得等と相当の因果関係のあるものをいうものとする。この場合、住宅借入金等又は認定住宅等借入金等の利子の支払に充てるために交付されるいわゆる利子補給金はこれに該当しない。

(注) 1 補助金等には、金銭で交付されるもののほか、金銭以外の物又は権利その他経済的な利益をもって交付されるものも含まれる。

2 補助金等は、法第42条若しくは第43条に規定する国庫補助金等に該当するか否かを問わないこと又はこれらの規定を適用するか否かを問わないことに留意する。

3 41-24から41-26までにより家屋の取得対価の額等に含まれるものの取得等に関し交付される補助金又は給付金等も補助金等に該当する。

(自己の居住の用に供される部分の床面積若しくは土地等の面積又は増改築等に要した費用の額)

41-29 措置法令第26条第7項の規定は、その家屋又は当該家屋の敷地の用に供される土地等のうちにその者の居住の用以外の用に供される部分がある場合に適用されるのであるが、41-27により計算したその者の居住の用に供される部分の床面積若しくは土地等の面

される部分に対応する家屋の取得の対価の額等が含まれる。

(敷地の取得対価の額の範囲)

41-25 「敷地の取得対価の額」には、次に掲げる金額を含むものとする。

- (1) 埋立て、土盛り、地ならし、切土、防壁工事その他の土地の造成又は改良のために要した費用の額
- (2) 土地等と一括して建物等を取得した場合における当該建物等の取壊し費用の額(発生資材がある場合には、その発生資材の価額を控除した残額。ただし、土地等の取得後おおむね1年以内に当該建物等の取壊しに着手するなど、その取得が当初からその建物等を取り壊して家屋を新築することが明らかであると認められる場合に限る。)

(注) 当該取壊し前に当該建物等を居住の用に供して措置法第41条第1項、第6項又は第10項の規定の適用を受けている場合には、当該家屋の新築に係る同条第1項、第6項又は第10項の規定の適用において、当該土地等の取得は敷地の取得に該当しないことに留意する。

(補助金等)

41-26の2 措置法第41条第22項並びに措置法令第26条第6項及び第25項に規定する補助金等(以下41-26の4までにおいて「補助金等」という。)は、次によるものとする。

- (1) 国又は地方公共団体から直接交付される補助金等のほか、国又は地方公共団体から補助金等の交付事務の委託を受けた法人を通じて交付されるものも含まれる。
- (2) 補助金等は、補助金又は給付金等の名称にかかわらず、住宅の取得等と相当の因果関係のあるものをいうものとする。この場合、住宅借入金等又は認定住宅等借入金等の利子の支払に充てるために交付されるいわゆる利子補給金はこれに該当しない。

(注) 1 補助金等には、金銭で交付されるもののほか、金銭以外の物又は権利その他経済的な利益をもって交付されるものも含まれる。

2 補助金等は、法第42条若しくは第43条に規定する国庫補助金等に該当するか否かを問わないこと又はこれらの規定を適用するか否かを問わないことに留意する。

3 41-24から41-26までにより家屋の取得対価の額等に含まれるものの取得等に関し交付される補助金又は給付金等も補助金等に該当する。

(自己の居住の用に供される部分の床面積若しくは土地等の面積又は増改築等に要した費用の額)

41-29 措置法令第26条第7項の規定は、その家屋又は当該家屋の敷地の用に供される土地等のうちにその者の居住の用以外の用に供される部分がある場合に適用されるのであるが、41-27により計算したその者の居住の用に供される部分の床面積若しくは土地等の面

積又は増改築等に要した費用の額がその家屋の床面積若しくは土地等の面積又は増改築等に要した費用の額のおおむね90パーセント以上に相当する面積又は金額であるときは、同項の規定にかかわらず、その家屋の床面積若しくは土地等の面積又は増改築等に要した費用の額の全部がその者の居住の用に供する部分の床面積若しくは土地等の面積又は増改築等に要した費用の額に該当するものとして措置法第41条第1項の規定を適用することができるものとする。

(一の個人の扶養親族等が他の個人の扶養親族に該当する場合)

41-29の2 一の個人の配偶者が他の個人の年齢19歳未満の扶養親族にも該当する場合又は2以上の個人の年齢19歳未満の扶養親族に該当する者がある場合において、措置法第41条第9項の規定の適用を受けるに当たっては、これらの個人はいずれも配偶者又は年齢19歳未満の扶養親族を有することとなることに留意する。

(年の中途において死亡した者の親族等が扶養親族に該当するかどうかの判定)

41-29の3 年の中途において死亡した個人の親族(法第2条第1項第34号((定義))に規定する児童を含む。以下この項において「親族等」という。)がその個人の措置法第41条第9項に規定する年齢19歳未満の扶養親族に該当するかどうかは、その死亡の時の現況により見積もったその年1月1日から12月31日までの当該親族等の合計所得金額により判定する。

(宅地建物取引業者からの取得の日等)

41-29の4 措置法第41条第19項に規定する特定増改築等(以下この項において「特定増改築等」という。)に該当するかどうかについては、次により判定することに留意する。

- (1) 措置法第41条第1項に規定する個人が同項に規定する宅地建物取引業者から特定増改築等をした家屋を取得した日及び当該宅地建物取引業者が当該家屋を取得した日については、それぞれ当該家屋に係る登記事項証明書において当該家屋の取得に係る売買が行われた日として記載されている日とする。
- (2) 工事に要した費用の総額及び家屋の譲渡の対価の額については、それぞれ消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額を含めた金額とする。

(居住用家屋等の建築をする土地の全部が災害危険区域等外にあるかどうかの判定)

41-29の5 措置法第41条第26項ただし書に規定する居住用家屋等の建築をする土地の全部が災害危険区域等外にあるかどうかの判定については、同項の建築確認を受けた時において同項に規定する居住用家屋等の建築基準法施行令第2条第1項第2号に規定する建築面積に係る部分(当該居住用家屋等に含まれない自動車車庫、倉庫等の附属建築物に係

積又は増改築等に要した費用の額がその家屋の床面積若しくは土地等の面積又は増改築等に要した費用の額のおおむね90パーセント以上に相当する面積又は金額であるときは、同項の規定にかかわらず、その家屋の床面積若しくは土地等の面積又は増改築等に要した費用の額の全部がその者の居住の用に供する部分の床面積若しくは土地等の面積又は増改築等に要した費用の額に該当するものとして措置法第41条第1項又は第6項の規定を適用することができるものとする。

(一の個人の扶養親族等が他の個人の扶養親族に該当する場合)

41-29の2 一の個人の配偶者が他の個人の年齢19歳未満の扶養親族にも該当する場合又は2以上の個人の年齢19歳未満の扶養親族に該当する者がある場合において、措置法第41条第13項の規定の適用を受けるに当たっては、これらの個人はいずれも配偶者又は年齢19歳未満の扶養親族を有することとなることに留意する。

(年の中途において死亡した者の親族等が扶養親族に該当するかどうかの判定)

41-29の3 年の中途において死亡した個人の親族(法第2条第1項第34号((定義))に規定する児童を含む。以下この項において「親族等」という。)がその個人の措置法第41条第13項に規定する年齢19歳未満の扶養親族に該当するかどうかは、その死亡の時の現況により見積もったその年1月1日から12月31日までの当該親族等の合計所得金額により判定する。

(宅地建物取引業者からの取得の日等)

41-29の4 措置法第41条第22項に規定する特定増改築等(以下この項において「特定増改築等」という。)に該当するかどうかについては、次により判定することに留意する。

- (1) 措置法第41条第1項に規定する個人が同項に規定する宅地建物取引業者から特定増改築等をした家屋を取得した日及び当該宅地建物取引業者が当該家屋を取得した日については、それぞれ当該家屋に係る登記事項証明書において当該家屋の取得に係る売買が行われた日として記載されている日とする。
- (2) 工事に要した費用の総額及び家屋の譲渡の対価の額については、それぞれ消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額を含めた金額とする。

(新設)

る建築面積に係る部分を除く。)が措置法第41条第26項に規定する災害危険区域等外にあるかどうかにより判定する。

(災害の意義)

41-29の6 措置法第41条第34項に規定する災害とは、法第2条第1項第27号((定義))に規定する災害をいう。

(引き続きその個人の居住の用に供していた家屋)

41-29の7 措置法第41条第1項の定めるところにより居住の用に供した家屋が、その居住の用に供した日の属する年において、災害により居住の用に供することができなくなった場合であっても、その災害のあった日まで引き続きその個人の居住の用に供していた家屋は、同条第34項に規定する従前家屋(41-29の9において「従前家屋」という。)に該当することに留意する。

(災害により居住の用に供することができなくなった場合)

41-29の8 措置法第41条第34項に規定する「災害により居住の用に供することができなくなった場合」とは、災害により、客観的にみてその家屋が一般的に居住の用に供することができない状態になった事実がある場合をいう。したがって、例えば、り災証明書に記載された損害の程度が一部損壊である場合は、他に客観的にみて災害によりその家屋が一般的に居住の用に供することができない状態になった事実がない限り、「災害により居住の用に供することができなくなった場合」に該当しないことに留意する。

(従前家屋の登記事項証明書)

41-29の9 措置法規則第18条の21第8項第1号ルに規定する「従前家屋の登記事項証明書」は、従前家屋が災害により居住の用に供することができなくなったことを明らかにするための書類として確定申告書に添付することとされているものであるから、当該登記事項証明書は、原則として、従前家屋の閉鎖登記記録に係る登記事項証明書であることを要することに留意する。

(2以上の書類により個人の対象配偶者等に該当する旨が証明される場合の親族関係書類)

41-30の2 措置法規則第18条の21第8項第1号ヅ(1)に規定する書類(以下この項において「親族関係書類」という。)について、国若しくは地方公共団体又は外国政府若しくは外国の地方公共団体が発行した2以上の書類により非居住者である対象配偶者(同条第7項第1号に規定する対象配偶者をいう。以下この項において同じ。)又は対象扶養親族(同

(災害の意義)

41-29の5 措置法第41条第34項に規定する災害とは、法第2条第1項第27号((定義))に規定する災害をいう。

(引き続きその個人の居住の用に供していた家屋)

41-29の6 措置法第41条第1項の定めるところにより居住の用に供した家屋が、その居住の用に供した日の属する年において、災害により居住の用に供することができなくなった場合であっても、その災害のあった日まで引き続きその個人の居住の用に供していた家屋は、同条第34項に規定する従前家屋(41-29の8において「従前家屋」という。)に該当することに留意する。

(災害により居住の用に供することができなくなった場合)

41-29の7 措置法第41条第34項に規定する「災害により居住の用に供することができなくなった場合」とは、災害により、客観的にみてその家屋が一般的に居住の用に供することができない状態になった事実がある場合をいう。したがって、例えば、り災証明書に記載された損害の程度が一部損壊である場合は、他に客観的にみて災害によりその家屋が一般的に居住の用に供することができない状態になった事実がない限り、「災害により居住の用に供することができなくなった場合」に該当しないことに留意する。

(従前家屋の登記事項証明書)

41-29の8 措置法規則第18条の21第8項第1号リに規定する「従前家屋の登記事項証明書」は、従前家屋が災害により居住の用に供することができなくなったことを明らかにするための書類として確定申告書に添付することとされているものであるから、当該登記事項証明書は、原則として、従前家屋の閉鎖登記記録に係る登記事項証明書であることを要することに留意する。

(2以上の書類により個人の対象配偶者等に該当する旨が証明される場合の親族関係書類)

41-30の2 措置法規則第18条の21第8項第1号ヌ(1)に規定する書類(以下この項において「親族関係書類」という。)について、国若しくは地方公共団体又は外国政府若しくは外国の地方公共団体が発行した2以上の書類により非居住者である対象配偶者(同条第7項第1号に規定する対象配偶者をいう。以下この項において同じ。)又は対象扶養親族(同

項第2号に規定する対象扶養親族をいう。以下この項及び41-30の3において同じ。)が特例対象個人(措置法第41条第9項に規定する特例対象個人をいう。41-30の3において同じ。)の親族に該当する旨が証明される場合における当該2以上の書類は、親族関係書類に該当することに留意する。

(注) 措置法規則第18条の21第8項第1号ㄱ(1)(iii)に掲げる書類について、外国政府又は外国の地方公共団体が発行した2以上の書類により対象配偶者又は対象扶養親族の氏名、生年月日及び住所又は居所が明らかとなる場合における当該2以上の書類は、同号ㄱ(1)(iii)に掲げる書類に該当することに留意する。

(その年に3回以上の支払を行った特例対象個人の送金関係書類の提出又は提示)

41-30の3 特例対象個人が非居住者である対象扶養親族の生活費又は教育費に充てるための支払を、その年に当該対象扶養親族に3回以上行った場合の措置法規則第18条の21第8項第1号ㄱ(2)に規定する書類(以下この項において「送金関係書類」という。)の提出又は提示については、その年の全ての送金関係書類の提出又は提示に代えて、次に掲げる事項を記載した明細書の提出及び当該対象扶養親族のその年の最初と最後の当該支払に係る送金関係書類の提出又は提示として差し支えない。

また、特例対象個人は提出又は提示しなかった送金関係書類を保管するものとし、税務署長は必要があると認める場合には当該送金関係書類を提出又は提示させることができるものとする。

- (1) 特例対象個人の氏名及び住所
- (2) 支払を受けた対象扶養親族の氏名
- (3) 支払日
- (4) 支払方法(措置法規則第18条の21第8項第1号ㄱ(2)(i)、(ii)又は(iii)の支払方法の別)
- (5) 支払額

(注) 支払日とは、次に掲げる書類の区分に応じそれぞれ次に定める日をいう。

- (1) 措置法規則第18条の21第8項第1号ㄱ(2)(i)に掲げる書類 特例対象個人が対象扶養親族に生活費又は教育費に充てるための金銭を送金した日
- (2) 措置法規則第18条の21第8項第1号ㄱ(2)(ii)に掲げる書類 対象扶養親族がこれらの号に規定する特定の販売業者又は特定の役務提供事業者同号ㄱ(2)(ii)に規定するクレジットカード等の提示又は通知をした日
- (3) 措置法規則第18条の21第8項第1号ㄱ(2)(iii)に掲げる書類 特例対象個人の依頼に基づいて同号ㄱ(2)(iii)に規定する電子決済手段の移転がされた日

(住宅借入金等特別控除の控除額に係る特例の規定を適用した場合の効果)

41-33 措置法第41条の規定の適用に当たって、その者の選択により同条第6項の規定を適

項第2号に規定する対象扶養親族をいう。以下この項及び41-30の3において同じ。)が特例対象個人(措置法第41条第13項に規定する特例対象個人をいう。41-30の3において同じ。)の親族に該当する旨が証明される場合における当該2以上の書類は、親族関係書類に該当することに留意する。

(注) 措置法規則第18条の21第8項第1号ㄱ(1)(iii)に掲げる書類について、外国政府又は外国の地方公共団体が発行した2以上の書類により対象配偶者又は対象扶養親族の氏名、生年月日及び住所又は居所が明らかとなる場合における当該2以上の書類は、同号ㄱ(1)(iii)に掲げる書類に該当することに留意する。

(その年に3回以上の支払を行った特例対象個人の送金関係書類の提出又は提示)

41-30の3 特例対象個人が非居住者である対象扶養親族の生活費又は教育費に充てるための支払を、その年に当該対象扶養親族に3回以上行った場合の措置法規則第18条の21第8項第1号ㄱ(2)に規定する書類(以下この項において「送金関係書類」という。)の提出又は提示については、その年の全ての送金関係書類の提出又は提示に代えて、次に掲げる事項を記載した明細書の提出及び当該対象扶養親族のその年の最初と最後の当該支払に係る送金関係書類の提出又は提示として差し支えない。

また、特例対象個人は提出又は提示しなかった送金関係書類を保管するものとし、税務署長は必要があると認める場合には当該送金関係書類を提出又は提示させることができるものとする。

- (1) 特例対象個人の氏名及び住所
- (2) 支払を受けた対象扶養親族の氏名
- (3) 支払日
- (4) 支払方法(措置法規則第18条の21第8項第1号ㄱ(2)(i)、(ii)又は(iii)の支払方法の別)
- (5) 支払額

(注) 支払日とは、次に掲げる書類の区分に応じそれぞれ次に定める日をいう。

- (1) 措置法規則第18条の21第8項第1号ㄱ(2)(i)に掲げる書類 特例対象個人が対象扶養親族に生活費又は教育費に充てるための金銭を送金した日
- (2) 措置法規則第18条の21第8項第1号ㄱ(2)(ii)に掲げる書類 対象扶養親族がこれらの号に規定する特定の販売業者又は特定の役務提供事業者同号ㄱ(2)(ii)に規定するクレジットカード等の提示又は通知をした日
- (3) 措置法規則第18条の21第8項第1号ㄱ(2)(iii)に掲げる書類 特例対象個人の依頼に基づいて同号ㄱ(2)(iii)に規定する電子決済手段の移転がされた日

(住宅借入金等特別控除の控除額に係る特例の規定を適用した場合の効果)

41-33 措置法第41条の規定の適用に当たって、その者の選択により同条第6項又は第10項

用したところにより確定申告書を提出した場合には、その後においてその者が更正の請求をし、若しくは修正申告書を提出するとき又は当該確定申告書を提出した年分以外の認定住宅等特例適用年（同項に規定する認定住宅等特例適用年をいう。）に係る年分において同条の規定を適用するときにおいても、当該選択をし適用した同項の規定を適用することに留意する。

（注）措置法第41条の規定の適用に当たって、同条第6項の規定を適用しなかった場合においても同様である。

第41条の2の2（（年末調整に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除）関係

（年末調整前に借入金の年末残高等証明書の交付が受けられなかった場合）

41の2の2-1 措置法第41条の2の2の規定の適用を受けようとする者が、同条第1項に規定する申告書（以下この項において「給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書」という。）の同条第2項に規定する提出しなければならない日までに、住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書（以下この項において「借入金の年末残高等証明書」という。）の交付を受けられないため、同法第41条第1項、第6項、第11項又は第14項の規定の適用を受けなかった場合において、翌年1月31日までに借入金の年末残高等証明書を添付して給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書を提出したときは、その提出を受けた給与等の支払者は、その提出に係る給与等につき同条第1項、第6項、第11項又は第14項の規定を適用したところにより年末調整の再計算を行って差し支えない。

（注）住宅借入金等特別控除は、上記によらないで確定申告により控除を受けることもできることに留意する。

（廃止）

（廃止）

の規定を適用したところにより確定申告書を提出した場合には、その後においてその者が更正の請求をし、若しくは修正申告書を提出するとき又は当該確定申告書を提出した年分以外の特例適用年（同条第6項に規定する特例適用年をいう。）又は認定住宅等特例適用年（同条第10項に規定する認定住宅等特例適用年をいう。）に係る年分において同条の規定を適用するときにおいても、当該選択をし適用した同条第6項又は第10項の規定を適用することに留意する。

（注）措置法第41条の規定の適用に当たって、同条第6項又は第10項の規定を適用しなかった場合においても同様である。

第41条の2の2（（年末調整に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除）関係

（年末調整前に借入金の年末残高等証明書の交付が受けられなかった場合）

41の2の2-1 措置法第41条の2の2の規定の適用を受けようとする者が、同条第1項に規定する申告書（以下この項において「給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書」という。）の同条第2項に規定する提出しなければならない日までに、住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書（以下この項において「借入金の年末残高等証明書」という。）の交付を受けられないため、同法第41条第1項、第6項、第10項、第15項又は第18項の規定の適用を受けなかった場合において、翌年1月31日までに借入金の年末残高等証明書を添付して給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書を提出したときは、その提出を受けた給与等の支払者は、その提出に係る給与等につき同条第1項、第6項、第10項、第15項又は第18項の規定を適用したところにより年末調整の再計算を行って差し支えない。

（注）住宅借入金等特別控除は、上記によらないで確定申告により控除を受けることもできることに留意する。

第41条の3の2（（特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例）関係

（要介護認定、要支援認定を受けている者又は障害者に該当する者の判定）

41の3の2-1 措置法第41条の3の2第1項に規定する個人又は個人と同居を常況としている親族が介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定（以下この項において「要介護認定」という。）若しくは同条第2項に規定する要支援認定（以下この項において「要支援認定」という。）を受けている者又は法第2条第1項第28号に規定する障害者（以下この項において「障害者」という。）に該当する者であるかどうかの判定は、措置法第41条の3の2第1項に規定する住宅の増改築等をして、その家屋（その増改築等に係る部分に限る。）を居住の用に供した日の属する年の12月31日（これらの者が年の中途において

(廃 止)

死亡した場合には、その死亡の時。また、これらの者が年の中途において要介護認定若しくは要支援認定を受けている者又は障害者に該当する者に当たらないこととなった場合には、その当たらないこととなった時の直前の時。）の現況によることに留意する。

なお、当該判定の時において要介護認定又は要支援認定を受けていない者であっても、当該認定を申請中であり、同項の規定の適用を受けようとする確定申告書を提出するときまでに当該申請に基づき当該認定を受けた者は、当該判定の時において要介護認定又は要支援認定を受けている者として差し支えない。

(増改築等住宅借入金等の金額の合計額等が住宅の増改築等に要した費用等の額を超える場合)

41の3の2-2 措置法令第26条の4第2項の規定は、同項に規定する増改築等住宅借入金等の金額の合計額、断熱改修住宅借入金等の金額の合計額又は多世帯同居改修住宅借入金等の金額の合計額（以下この項において「増改築等住宅借入金等の金額の合計額等」という。）が同項に規定する住宅の増改築等に要した費用の額を超える場合に適用されるのであるが、次に掲げる場合には、その合計額のうちそれぞれ次に定める金額（同項に規定する補助金等の交付を受ける場合又は措置法令第26条第6項に規定する住宅取得等資金の贈与を受けた場合には当該補助金等の額又は当該住宅取得等資金の額を控除した金額）に達するまでの部分の金額が当該増改築等住宅借入金等の金額の合計額等となることに留意する。

- (1) 措置法第41条の3の2第1項、第5項又は第8項に規定する住宅の増改築等（以下この項において「住宅の増改築等」という。）に係る増改築等住宅借入金等の金額の合計額等が、当該住宅の増改築等に要した費用の額（以下この項において「住宅の増改築等に要した費用の額」という。）を超える場合 住宅の増改築等に要した費用の額
- (2) 住宅の増改築等及び敷地の取得の両方に係る増改築等住宅借入金等の金額の合計額等が、当該住宅の増改築等に要した費用の額と当該敷地の取得の対価の額（以下この項において「敷地の取得対価の額」という。）との合計額（以下この項において「住宅の増改築等に要した費用の額等」という。）を超える場合 住宅の増改築等に要した費用の額等
- (3) 敷地の取得に係る増改築等住宅借入金等の金額の合計額等が、当該敷地の取得対価の額を超える場合 敷地の取得対価の額

(注) 1 増改築等住宅借入金等の金額の合計額等が住宅の増改築等に要した費用の額、住宅の増改築等に要した費用の額等又は敷地の取得対価の額（以下この項において「増改築等の額等」という。）を超えるかどうかの判定は、措置法第41条の3の2第1項、第5項又は第8項の規定の適用を受ける各年ごとに、かつ、個々の住宅の増改築等又は敷地の取得ごとに行うのであるが、その判定を行う場合の増改築等住

宅借入金等の金額の合計額等は、同条第1項、第5項又は第8項の規定の適用を受ける各年ごとの12月31日における現実の増改築等住宅借入金等の金額の合計額の残高をいう。

2 増改築等の額等には、その家屋の当該住宅の増改築等に係る部分又は敷地のうちにその者の居住の用以外の用に供される部分がある場合における当該居住の用以外の用に供される部分に対応する増改築等の額等が含まれる。

(廃 止)

(高齢者等居住改修工事等の範囲)

41の3の2-3 措置法第41条の3の2第2項に規定する高齢者等居住改修工事等とは、平成19年3月30日国土交通省告示第407号に掲げる工事（以下この項において「本体工事」という。）及び当該本体工事と同時にを行う本体工事が行われる構造又は設備と一体となって効用を果たす設備の取替え又は取付けに係る改修工事（以下この項において「一体工事」という。）をいうのであるが、エレベーターの設置その他の単独で行われることも通常想定される工事で、本体工事と併せて行うことが必ずしも必要でないものは当該一体工事には含まれないことに留意する。

(廃 止)

(特定増改築等住宅借入金等特別控除の規定を適用した場合の効果)

41の3の2-4 措置法第41条の規定の適用に当たって、その者の選択により同法第41条の3の2第1項、第5項又は第8項の規定を適用したところにより確定申告書を提出した場合には、その後においてその者が更正の請求をし、若しくは修正申告書を提出するとき又は当該確定申告書を提出した年分以外の増改築等特例適用年（同条第1項、第5項又は第8項に規定する増改築等特例適用年をいう。）に係る年分において同法第41条の規定を適用するときにおいても、当該選択をし適用した同法第41条の3の2第1項、第5項又は第8項の規定を適用することに留意する。

(注) 措置法第41条の規定の適用に当たって、同法第41条の3の2第1項、第5項又は第8項の規定を適用しなかった場合においても同様である。

(廃 止)

(住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除に関する取扱いの準用)

41の3の2-5 措置法第41条の3の2の規定の適用に当たっては、41-1の2から41-19、41-22及び41-25から41-32の取扱いを準用する。

(廃 止)

(年末調整に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除に関する取扱いの準用)

41の3の2-6 措置法第41条の3の2の規定の適用に当たっては、41の2の2-1及び41の2の2-2の取扱いを準用する。

第41条の19の3（既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除）関係

（要介護認定、要支援認定を受けている者又は障害者に該当する者の判定）

41の19の3-1 措置法第41条の19の3第1項に規定する個人又は個人と同居を常況として
いる親族が介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定（以下この項において「要
介護認定」という。）若しくは同条第2項に規定する要支援認定（以下この項において「要
支援認定」という。）を受けている者又は法第2条第1項第28号に規定する障害者（以下
この項において「障害者」という。）に該当する者であるかどうかの判定は、措置法第41
条の19の3第1項に規定する対象高齢者等居住改修工事等をして、その家屋（その増改築
等に係る部分に限る。）を居住の用に供した日の属する年の12月31日（これらの者が年の
中途において死亡した場合には、その死亡の時。また、これらの者が年の中途において要
介護認定若しくは要支援認定を受けている者又は障害者に該当する者に当たらないこと
となった場合には、その当たらないこととなった時の直前の時。）の現況によることに留
意する。

なお、当該判定の時において要介護認定又は要支援認定を受けていない者であっても、
当該認定を申請中であり、同項の規定の適用を受けようとする確定申告書を提出するとき
までに当該申請に基づき当該認定を受けた者は、当該判定の時において要介護認定又は要
支援認定を受けている者として差し支えない。

（高齢者等居住改修工事等の範囲）

41の19の3-2 措置法第41条の19の3第1項に規定する高齢者等居住改修工事等とは、平
成19年3月30日国土交通省告示第407号に掲げる工事（以下この項において「本体工事」
という。）及び当該本体工事と同時に進行する本体工事が行われる構造又は設備と一体となっ
て効用を果たす設備の取替え又は取付けに係る改修工事（以下この項において「一体工事」
という。）をいうのであるが、エレベーターの設置その他の単独で行われることも通常想
定される工事で、本体工事と併せて行うことが必ずしも必要でないものは当該一体工事
には含まれないことに留意する。

（高齢者等居住改修工事等の日等）

41の19の3-3 自己が居住の用に供するためにいわゆる建築工事請負契約により工事を
した家屋に係る次に掲げる日は、その者が請負人からそれぞれ次に定める工事に係る部分
につき引渡しを受けた日として取り扱って差し支えない。

(1) 措置法第41条の19の2第1項に規定する対象高齢者等居住改修工事等の日 同項に
規定する対象高齢者等居住改修工事等（41の19の3-4において「対象高齢者等居住改
修工事等」という。）

第41条の19の3（既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除）関係

（新 設）

（新 設）

（高齢者等居住改修工事等の日等）

41の19の3-1 自己が居住の用に供するためにいわゆる建築工事請負契約により工事を
した家屋に係る次に掲げる日は、その者が請負人からそれぞれ次に定める工事に係る部分
につき引渡しを受けた日として取り扱って差し支えない。

(1) 措置法第41条の19の2第1項に規定する対象高齢者等居住改修工事等の日 同項に
規定する対象高齢者等居住改修工事等（41の19の3-2において「対象高齢者等居住改
修工事等」という。）

- (2) 措置法第41条の19の3第2項に規定する対象一般断熱改修工事等の日 同項に規定する対象一般断熱改修工事等(41の19の3-4において「対象一般断熱改修工事等」という。)
- (3) 措置法第41条の19の3第3項に規定する対象多世帯同居改修工事等の日 同項に規定する対象多世帯同居改修工事等(41の19の3-4において「対象多世帯同居改修工事等」という。)
- (4) 措置法第41条の19の3第4項に規定する対象耐久性向上改修工事等の日 同項に規定する対象耐久性向上改修工事等(41の19の3-4において「対象耐久性向上改修工事等」という。)
- (5) 措置法第41条の19の3第7項に規定する対象子育て対応改修工事等の日 同項に規定する対象子育て対応改修工事等(41の19の3-4において「対象子育て対応改修工事等」という。)

(住宅特定改修特別税額控除の規定を適用した場合の効果)

41の19の3-4 措置法第41条の19の3第1項から第7項までに規定する「居住用の家屋」について対象高齢者等居住改修工事等、対象一般断熱改修工事等、対象多世帯同居改修工事等、対象耐久性向上改修工事等又は対象子育て対応改修工事等をしたことにつき、これらの規定を適用したところにより確定申告書を提出した場合には、その後においてその者が更正の請求をし、又は修正申告書を提出するときにおいても、当該適用をしたこれらの規定を適用することに留意する。

(注) 当該減価償却資産の残存耐用年数は49-20の(2)のロ及び49-20の2の例による。

(住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除に関する取扱い等の準用)

41の19の3-5 措置法第41条の19の3の規定の適用に当たっては、41-1の2、41-10から41-12、41-26の2、41-26の3、41-29の2、41-29の3、41-30の2、41-30の3及び41-32の取扱いを準用する。

第41条の19の4((認定住宅等の新築等をした場合の所得税額の特別控除)関係)

(住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除に関する取扱いの準用)

41の19の4-3 措置法第41条の19の4の規定の適用に当たっては、41-1の2、41-10から41-12、41-27、41-29、41-29の5及び41-32の取扱いを準用する。

附 則

- (2) 措置法第41条の19の3第2項に規定する対象一般断熱改修工事等の日 同項に規定する対象一般断熱改修工事等(41の19の3-2において「対象一般断熱改修工事等」という。)
- (3) 措置法第41条の19の3第3項に規定する対象多世帯同居改修工事等の日 同項に規定する対象多世帯同居改修工事等(41の19の3-2において「対象多世帯同居改修工事等」という。)
- (4) 措置法第41条の19の3第4項に規定する対象耐久性向上改修工事等の日 同項に規定する対象耐久性向上改修工事等(41の19の3-2において「対象耐久性向上改修工事等」という。)
- (5) 措置法第41条の19の3第7項に規定する対象子育て対応改修工事等の日 同項に規定する対象子育て対応改修工事等(41の19の3-2において「対象子育て対応改修工事等」という。)

(住宅特定改修特別税額控除の規定を適用した場合の効果)

41の19の3-2 措置法第41条の19の3第1項から第7項までに規定する「居住用の家屋」について対象高齢者等居住改修工事等、対象一般断熱改修工事等、対象多世帯同居改修工事等、対象耐久性向上改修工事等又は対象子育て対応改修工事等をしたことにつき、これらの規定を適用したところにより確定申告書を提出した場合には、その後においてその者が更正の請求をし、又は修正申告書を提出するときにおいても、当該適用をしたこれらの規定を適用することに留意する。

(注) 当該減価償却資産の残存耐用年数は49-20の(2)のロ及び49-20の2の例による。

(住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除に関する取扱い等の準用)

41の19の3-3 措置法第41条の19の3の規定の適用に当たっては、41-1の2、41-10から41-12、41-26の2、41-26の3、41-29の2、41-29の3、41-30の2、41-30の3及び41-32並びに41の3の2-1及び41の3の2-3の取扱いを準用する。

第41条の19の4((認定住宅等の新築等をした場合の所得税額の特別控除)関係)

(住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除に関する取扱いの準用)

41の19の4-3 措置法第41条の19の4の規定の適用に当たっては、41-1の2、41-10から41-12、41-27、41-29及び41-32の取扱いを準用する。

(新 設)

(経過的处理(1))

この法令解释通達による改正後の「租税特别措置法に係る所得税の取扱いについて」は、この附則に別段の定めがあるものを除き、所得税法等の一部を改正する法律(令和8年法律第12号)、租税特别措置法施行令の一部を改正する政令(令和8年政令第98号)及び租税特别措置法施行規則等の一部を改正する省令(令和8年財務省令第21号)(以下「改正法等」という。)による改正後の租税特别措置法、租税特别措置法施行令及び租税特别措置法施行規則の規定を適用する場合について適用し、改正法等による改正前の租税特别措置法、租税特别措置法施行令及び租税特别措置法施行規則(改正法等の附則により読み替えて適用される改正前の租税特别措置法、租税特别措置法施行令及び租税特别措置法施行規則を含む。)の規定を適用する場合については、なお従前の例による。

(経過的处理(2))

所得税法等の一部を改正する法律(令和8年法律第12号)附則第32条第1項の規定によりなお効力を有するものとされる同法第7条の規定による改正前の租税特别措置法第15条第1項の規定の適用を受ける場合については、この法令解释通達の改正前の15-1及び15-2の取扱いによる。